

川崎市は全国初の『会議公開条例』を制定し、九九年四月に施行しました。審議会などの審議過程を公開することで、川崎市の情報公開制度はいま、新たな段階を迎えることとなりました。

川崎市がめざしてきた「統合的情報公開制度」の意味を踏まえ、会議公開条例が何をめざし、それは市行政にどんなインパクトを与えるか、今後予想される課題などを明らかにしていきます。

政策形成過程の公開

会議公開条例が期待するもの

総務局情報管理部行政情報課主幹

大谷悦夫

1 本市の情報公開制度

自治省の調査によると平成二十一年（九九年）四月一日現在、四七都道府県と九〇八市町村で情報公開制度が実施されており、国においても五月一日「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「情報公開法」という。）が公布（施行は二年以内）され、わが国の情報公開制度は新たな段階に入ったと言える。

本市における情報公開制度への取り組みは、昭和五五年（一九八〇年）三月の市長の記者会見において情報公開の制度化を図る旨を表明したことに始まり、庁内での調査検討の後、昭和五八年「川崎市情報公開制度研究委員会」に「本市の情報公開制度のあり方」を諮問し、

答申（「情報公開制度への提言」）を受けた。この答申では、公文書の閲覧請求権を保障する公文書公開制度、市政に関する情報を提供する情報提供制度、プライバシーの保護と自己情報コントロール権の確立のための個人情報保護制度、個人の資産公開を図る資産公開制度及び「無形情報」を公開する会議公開制度（注）を五つの柱とする統合的情報公開制度が打ち出された。

公文書公開制度については、この答申をもとに情報公開条例が制定され、昭和五九年（一九八四年）一〇月一日に施行された。この情報公開条例は、主権者たる市民の「知る権利」を保障することが市政への市民参加を推進し、市民の理解と信頼にもとづく公正かつ民主的な市政を確立する上において不可欠な前提であるという認識に立って、「知る権

利」を現実具体的に実行可能なものとするための法的措置を明記し、情報の公開を制度化したものである。本市の情報公開条例（公文書公開制度）の特徴をあげれば、つぎのとおりである。

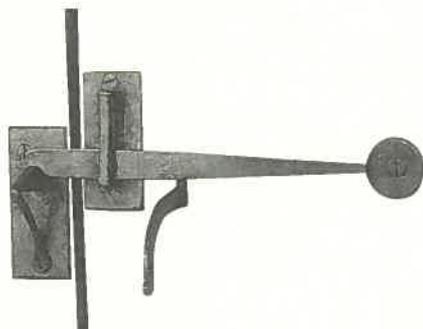
① 日本国憲法が保障する基本的人権としての「知る権利」を明記し、それを実効的に保障する旨を明確にしていること。

② 公文書公開制度をはじめ、個人情報保護制度、会議公開制度、個人の資産公開（政治倫理）、情報提供制度の五つの柱からなる「統合的情報公開制度」を推進する展望を明らかにし、そのための第一歩として情報公開条例を位置づけていること。

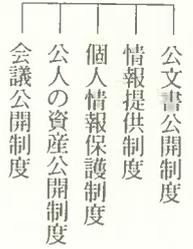
③ 「知る権利」は、日本国憲法が保障する基本的人権であることから、請求権者の範囲を限定せず、「何人も」としていること。

注1

「無形情報」として会議情報については、「開かれた市政」の実現のためには、会議録の閲覧にとどまらず、配布資料の公開、会議開催の通知、会議の傍聴などを含めた広い意味での会議の公開を行なうことが必要であり、これも開示対象とすることが望ましい。会議の公開は、文書の開示とは異なった方式で行なわれることなどから、制度化するにあたってはその特殊性を考慮した扱いが必要であり、なおいつその検討を要する。（「開かれた市政の実現をめざして情報公開制度への提言」昭和五八年（八三年）一〇月一五日川崎市情報公開制度研究委員会答申から）



統合的情報公開制度



2 会議公開制度の条例化

情報公開制度の歩み(表1)に見られるように、本市では昭和五九年(八四年)に公文書公開制度、同六一年(八六年)に個人情報保護制度、平成五年(九三年)に資産公開制度を実施し、統合的情報公開制度の確立に努めてきた。最後に残された会議公開の制度化の検討は、情報公開条例、個人情報保護条例、資産公開条例の施行後の平成六年(九四年)八月、「会議公開制度化検討委員会」が設置されて本格的な取り組みが始まった。この委員会では、全庁的な会議の把握がおこなわれ、これをもとに平成八年(九六年)一月、制度化へむけての検討をおこなう「会議公開制度研究委員会」とその推進を図るための庁内調整機関として「会議公開制度化推進委員会」が同時に設置された。平成九年(九七年)三月「会議公開制度研究委員会」からの答申を受け、同年一〇月から一年半の試行期間を経て、本年四月一日、単独の条例として全国ではじめて「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」(以下「会議公開条例」という)が制度化され、施行された。

3 会議公開制度の内容

綱による実施が「一団体と情報公開制度に比べ、いまだ少数にとどまっている。

本制度は、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、開かれた市政の実現を一層推進することを目的としており、内容は以下のとおりである。

- (1) 対象とする会議 市政の重要事項につき、調査、審議等を行うために法律又は条例により設置される地方自治法上の附属機関及び要綱等により設置される附属機関に準ずる機能を持つ、いわゆる私的諮問機関(以下「審議会等」という)の会議としている。(注2)
- (2) 会議の公開・非公開 本制度の対象となる会議は、原則として公開することとしている。ただし、不服申立て、苦情、あつせん及び調停に係る会議は、公開により審議の公正が害され利害関係者に不当な影響が及ぶおそれがあるため、非公開としている(ただし、一定の条件下では公開できる場合もある)。

また、審議の内容が、①個人情報、②法人情報、③市政執行情報、及び④法令秘情報事項に言及されるおそれのある場合には、会議を非公開とすることができるとなっている。

- (3) 傍聴者の範囲 傍聴者の範囲は、情報公開条例と同じく川崎市民に限らず「何人」にも会議を「傍聴する権利」を認め、自由に傍聴できるものとした。ただし、この「傍聴する権利」はあくまで「静穏に会議を傍

表1 情報公開制度の歩み

年	動 き	その他の動き
昭和55年	3月 市長が記者会見で情報公開の条例化を表明 6月 情報公開準備委員会設置	
56年	1月 市長 公文書館構想を記者発表	
57年	6月 情報公開準備室設置	4月 山形県金山町公文書公開条例施行
58年	1月 情報公開制度研究委員会設置(10月答申)	
59年	10月 情報公開条例、公文書館条例施行	
60年	1月 個人情報保護制度研究委員会設置(5月答申)	
61年	1月 個人情報保護条例施行	
平成2年	1月 政治倫理制度研究委員会発足(平成3年11月答申)	
5年	2月 市長 会議公開について条例制定の意向表明 9月 資産公開関連3条例施行 ①政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例 ②政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例 ③資産公開等審査会条例	
6年	8月 会議公開制度化検討委員会設置	
8年	1月 会議公開制度化推進委員会設置 1月 会議公開制度研究委員会設置	
9年	3月 会議公開制度研究委員会から答申 10月 要綱による会議公開を実施(～平成11年3月まで)	
11年	4月 会議公開条例施行	

「開かれた市政の実現をめざして(川崎情報公開制度10年のあゆみ)」から抜粋

注2

審議会等は、今日の複雑・多様化した市民ニーズに的確に対応するため市が政策的判断が必要とされたり、各界の意見を広く聴取することが求められる場合が多く、市民各層の意見や専門家の知見をどのような観点で集め、いかに政策に反映させているかを知ることが、市民参加を実現するための重要な前提となっているからである。

ケジュールを配架（公文書館、情報プラザをはじめ区役所、支所計一カ所）するほか、インターネットにも掲載し、周知を図っている。

(6) 会議資料、会議録 傍聴者に会議資料を配布し、公開した会議の会議録を公文書館と情報プラザで閲覧できるようにしている。

また、非公開会議の会議録は、情報公開条例の閲覧等請求によることとしている。

(7) 会議公開の運営状況 毎年会議公開の運営状況を議会に報告するとともに公表することとしている。

(8) 会議公開運営審議会 この会議公開制度の制度運営上の重要事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議するため、会議公開運営審議会を設置することとしている。

4 会議公開制度が期待するもの

(1) 信頼性の向上

会議公開条例は、審議会等の会議を公開して、何人にも傍聴する権利を認め、いつ、どこで、いかなる会議が、いかなる議題で開かれるかをあらかじめ市民に周知し、傍聴者に会議資料を配布し、どのような議論があったかを会議録を閲覧に供して、明らかにする手続きを規定したものであり、その趣旨は審議会等の運営、事務を市民の監視のもとに置くことである。これにより、一部に不透明との批判の受けやすい会議の審議の過程をガラス張りにすることができ、適正かつ民主的な政策形成をおこない、審議会等及び市政の信頼性を高めることが期待されるものである。

(2) 会議の適正な運用

審議会等合議制機関の会議運営の基本原則

は、「自主的・自律的な運営、委員が自由かつ闊達に議論ができ、かつ滑らかに発言ができること」であるが、会議及び会議資料、会議録等の公開により、この原則が侵される可能性があるという理由で、法令等で公開とされているものを除けば、非公開としているケースは比較的多いのが実態である。

本市においても、仮に審議会等の自主性がおびやかされたり、委員の発言が制約を受けるといった事態が生ずることがあれば、会議公開の原則及び合議制機関の会議運営の基本原則に反することになり、公開、非公開の決定は慎重に検討されなければならないだろう。

したがって、審議会等の事務局である主管課は、会議公開の原則に立ち、議題及びその関連資料、及び合議制機関の会議運営の基本原則から当該会議の公開・非公開について、原則から当該会議の公開・非公開について、的確な情報を会長および審議会等に提供しなければならぬ。同時に、市民への「アカウンタビリティ（説明責任）」の責務を負っていることを自覚し、会議開催事務にあたることが求められる。

(3) よりわかりやすい情報公開へ

この会議公開の制度化により本市の統合的情報公開制度は整備されたが、電子記録装置の急速な進歩、議会、出資法人等実施機関拡大の要請の高まりなど、情報公開制度をとりまく状況は大きく変わってきている。このような課題に対して、本市の情報公開制度は、「知る権利の最大限の尊重、個人情報保護の最大限の保護、何人にも利用しやすく公正であること、原則公開、例外非公開」の基本原則を踏まえ、市民に対するアカウンタビリティを自覚し、的確に対応させていかなければなら

ない（なお、本市では、議会は情報公開条例の実施機関となっており、出資法人等の情報公開については、平成一年六月に公文書公開運営審議会に諮問している）。

(4) より「開かれた市政」、「市民参加」へ

行政としては、地方分権との関連が課題となっている。平成七年に施行された地方分権推進法において、地方自治体に行政の公正の確保、透明性の向上、住民参加の実現のための措置を求めており（注3）、情報公開法においては自治体情報公開の制度化を要請している（注4）。これは地方分権における自己決定権の拡充に伴う自己責任を担保するものとして情報公開制度を位置づけているためであり、地方分権のキーワードである「自己決定と自己責任」に関して、地方分権における住民の自己決定と自己責任のためには、住民が十分な情報を与えられた市民であることが必要であり、そのための制度を構築する必要があるとされているからである（注5）。

この観点から、政策形成過程の公開という会議公開制度の今日的な意義を認識する必要があるだろう。同時に、より「開かれた市政」、「市民参加」を自覚した会議運営が求められるよう。

注3

地方分権推進法第七条「地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保と透明性の向上及び住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権の推進に資した地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする」

注4

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第四条「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に必要の施策を策定し、及びこれを実施するよう務めなければならない」

注5

藤原静雄著「情報公開法制」



「地方分権推進一括法」が成立しました。地方分権の眼目は、地域住民の自己決定・自己責任に委ねる範囲の拡充にあり、真に豊かな市民社会の創造にあります。そういう意味では、今回の改革で地方分権が完結するものではありません。

いまだ、多くのことが課題として残されており、いま、分権改革の第二ステージに向けて、自治体現場からのみずみずしい議論が求められています。私たちはどこに向けて何をすべきか、市民とのパートナーシップを含め、川崎からの新たな発信をまとめます。

地方分権の到達点と今後の課題

総合企画局都市政策部分権推進担当

高橋慶子

はじめに

「分権改革」は、今年九月七月「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる地方分権一括法の成立で一つの結実をみた。地方分権はそのステージを実行の段階に移している。庁内各所管は二〇〇〇年四月施行に向けて踏ん張りど気力、英知を結集しているまさに正念場である。(注1)

全国約三三〇〇の自治体にとって、その改正作業の膨大さ(関連法令総数四七五本)や、改革への対処業務という初めての未体験ゾーンへに圧倒されることなく、漏れなく、精緻に進めるべき実務作業とし、原局や法制担当、関係部署一丸となつて日々刻々、進めている。これら分権一括法に関わる作業が終わる(注

2) 来年施行という山場を超えることは、一つの改革完結ではあるが、自治体における必須の作業を終えれば、すっかり改革は終結：ではないはずである。分権改革を受けた団体事務の拡充から、本来の目的である豊かで多様な住民自治の実現を、施策としてどう構築し、支援できるのかがさらに期待されてこよう(注3)。

その期待に応えるために、三つの分権推進の方向性がある。一つには住民自治の拡充を起点とし、今後の法制度の組み替えを自治体の創意工夫の土壌とすること。二つには地域を創り合う様々な主体が、それぞれに生き生きと共生しあう仕組みを創ること。最後には、仕組みづくり、ルール化など共通であつてこそ意味をもつ仕組み創成に際して、ユーザーである「民」のチェックを確保するため透明

性・公正性が必要であること、その三点を川崎市の分権推進の視座として、かつ、改正地方自治法第一条の二でいう「住民の福祉の増進を図ることを基本」とする視点を中核にすえ、自治体の創意、これこそが分権改革の効果なのであるが、この効果を成果へと昇華させる取り組みが、さらに問われる時代に入

注3 当担当が行った「分権出前レクチャー」を受け入れ「視察」その他分権の研修としての「講師」一年間実績。
(九八年一年間)

内 容	回数	人数
分権出前レクチャー	14回	一、〇三六
視察	9回	四二八
研修講師	5回	三四七人
合 計	29回	一、四九二八

そこで、分権志向を試行へと転換し、そして次へのステージに向けたこれまでの市民との共同事業を基軸に、いま、分権の残された課題を抽出してみたい。
分権改革による法制度の組み替えのスタンスは、「川崎市における分権推進の基本的考え方」において重要な政策は条例化すること……などとして今年九九年三月に、第一次川崎市分権推進研究推進委員会から答申して頂

注1 川崎市健康福祉局「健康福祉情報」第二号九九年六月一〇日、健康福祉局総務部企画課事務局発行において、その巻頭に「そこまできてます地方分権時代」とし地方分権の背景、分権一括法の概要、これから局として何をしなければいけないのか「ステップ一/二/三」を掲載し、局内周知を進めている。
注2 「分権事始めinかわさき」第七号四面に分権を拓くその法制的心得として二〇〇〇年四月までに地方分権一括法に伴う例規関係の全体タイムスケジュールを掲載した。当紙は、庁内課単位と市民配布とし、バックナンバーも含め、川崎市ホームページでも掲載している。事務局・川崎市分権推進本部(九九年八月発行)地方分権推進本部(地方自治確立対策協議会)のホームページ「分権ネット」では、地方分権一括法施行準備に必要な情報を提供し、国・地方公共団体間等の分権情報交換の場として開設している。



き(注4)、目指すべきあり方をご提示頂いている。今年度第二次委員会で、さらに深めた論議をまとめていただいている最中である。

ここでは、分権推進のために、改革の実を受け取る当事者である市民との直接的関わりを事業とした「市民立法ゼミナール」(注5)を事例とし、私見ではあるが、その中での発見などから、市民が分権や立法に寄せる期待と、これからの分権型、市民自治型自治への残された課題を考えてみたい。

「地方分権」と「自治」

地方分権推進委員会

諸井慶委員長のいう分権ステップの四つの段階のうち、二つ目までの段階、国と地方が変わる段階、そして行政全体が変わる。この二つの段階は、機関委任事務制度の廃止、国の自治体に対する関与の見直しなど、その内容が法制度改革であるため、市民自身にわかりやすいとは言いがたかった(注6)。第三のステップである自治体が変わる、最終段階の第四ステップである市民の暮らしが変わる・地域が変わること、この二ステップに足らせて初めて、市民自身が分権改革を実感するであろう。分権を業務として来年の山場を超えようと務め、一、二、三のステップを登らなければとする行政と、わからなさ故に第四段階のリアリティをもてないでいる市民、階段の第三段階、次の第四の段階を市民と共に登っていくためには、自治体の分権型施策と、市民自身の自治の双方が必要となるのである。

自治体と市民双方が両輪となること、分権型社会の実現という方向性は同じだということ、同じ速度で稼働しあうと分権が加速するということ、それらを認識しあうためにも、わ

からなさのイメージが先行し、第四のステップが遠のきかねない状況を、市民向け事業の展開によって、打破していこうというのが、分権推進における市民公開事業であった。

団体自治の拡充を、市民自身が市民自治の拡充へと引きつけるために、市民自身が分権を主体的自治の一環とし「活用」するために、そんな、ある種おせっかいな発想が「市民立法ゼミナール」にはあった。行政が分権といういわば行政情報を市民の学習の俎上にし、市民が市民自治に資する力を行政がエンパワー、という逆転の構図でもあった。分権推進計画では、住民自治の拡大に関する言及部分は非常に限定的であり、とはいっても、分権社会の主体たる市民の自治力が分権改革という機にさらに、大きく発揮できるようにするため、行政サイドの感性を磨き、課題を見いだし、解決に至る取り組みの創意やアイデアをこの事業で市民と触発しあう機会としていきたいという願いもあった。

担当者の諸々膨らむ期待の一方で、川崎市の分権推進担当にとって初めての市民向け分権連続型ゼミナールであり、なおかつ他指定都市を概観しても市民向け分権事業は単発のものが多いとあって、状況のもとで、企画や準備途上となった時点においても、PRすれども申込者なく、分権への市民関心を目的の当たりにする：などといった想定もあり、事業開設自体が危ういのではないかという不安が問々あった。

分権という行政情報を五カ月間も学びたい市民が果たして存在するのだろうか？ 市民立法という新規な用語と分権推進とが結びつくのか？ などの心配は、マスコミに取り上げられたこともあり、多くの問い合わせと参加者の応募をいただいたことで解消した。

参加者という集団は、もちろん個々多様な個人の集まりであり、参加動機、意向は同じゼミナールに参加しているといっても、一様ではない。多様な個で成り立つ集団、それは一種の市民社会のミニチュア版でもあり、民主性を確保するため、参加者同士の自己紹介に始まり、意思の疎通の時間を設けるなど、参加者間の関わりや意図を語り合える時間の確保には、プログラム上留意した。

また、主催者である担当は、参加者の意向をくみ取りながら、必要な説明や資料の提供など、臨機応変さを毎時、必要とした。この臨機応変姿勢は、公共の安定性と矛盾をほらむとしても、今後の分権型行政の新たな指標とすべきか如何という提起を込めてもいる。

こういった、直接に市民へ、分権や政策立法過程などといった行政情報ともいえる内容を提示し提供する学習の場で、参加者一人一人の意見へ個別に対応し、一つの集団としてのゼミナール生全体に伝えるなどといった、市民との分権を介した小さな体験の積み重ねは、その後、分権型行政体制を考えるために市民への「応答性」を図る仕組み・パブリックコメント手続き研究として焦点化されていく。

市民公開事業としての「立法」過程と分権

「市民立法ゼミナール」事業は、地方分権改革の成果である条例制定権の拡大を、市民自身が条文を書いてみるといった体験的シミュレーションである。市民自身が、市民という専門性を生かす条例という表現方法は現在どうあるのか、また、市民はそこにどう関われるのかをテーマとした。そして、市民が条文書きを試みることで、今ゼミナールでは立法を強調した事業であったが、立法を含め

注4

「条例づくりが地域をかえる 第二回『地方新時代』市町村シンポジウム報告書」公人社 一九九九年 二〇〇〇円(税別)一四八ページから一八一ページに資料紹介。

注5

同「条例づくりが地域をかえる 第二回『地方新時代』市町村シンポジウム報告書」公人社 一九九九年 二〇〇〇円(税別)一四八ページから一四七ページに資料紹介。

注6

市民向け出前レクチャーのサロン稲毛に招かれたさいには、「分権って損なのかなの」「分権で、川崎市民は何かできるか」と表題をいただき、なるべく身近かに感じられるようなテーマを設定したつもりではあったが、難解との意見が多かった。

た政策プロセス全体に大きく関心を向けていた。ただし、分権時代をつくる自治体政策のあり方を論議する場としたのである。

九八年を分権推進担当では条例制定権の拡大から「条例」プロジェクトとし、庁内分権推進連絡会議・同担当者会議での協議や、川崎市地方分権推進研究委員会の設置、全国に呼びかけ広く分権政策の最新情報交換や論議を行う「地方新時代」市町村シンポジウムの開催、そして分権時代の「立法」という政策プロセスと市民の関わり方を探るこの市民立法ゼミナール事業展開といった多層な施策で並行して進め、効果を相乗させることとしたのである。

ゼミナールの参加者は、川崎市の事業に初めてもしくはほとんど参加したことのない方々で政治や法律を学ぶ大学生さんたちなど若手の方々の層と、いままでは既に市の事業などに多々参加し、環境関係の市民活動や人権問題、女性問題などに関心を寄せ実践され、町内会自治会の役員でもまた活躍されたりなどの方々と、大雑把に言って二つの層があったように思う。

学生さんたちは、分権時代の自治体施策に着目され、理論と実践のリンクに興味を感じて参加されている。また、いままでは様々な市民活動をされてきた参加者はご自分たちの活動の掘りや深まりについての課題を抱えるが故に、分権改革による市民自治の新たな視点を求め参加された。市民参加による意見が、その後の市政や施策にどう影響を与え、どう反映されるのかといった従来の市民参加の効果を見極め、今後の方向性として、事業や計画といった分野から自治体立法制定過程にも広がるのでは？ という市民自治実践者・構築者としての勘や感性が参加を促した

とも言えそうである。条例を市民合意を得た一般社会のルールとするためにも、市民参加・市民参画などの基本的手続きを経て決定に至ることが遠回りの様でも、実際的であると繰り返し語られている。(注7)

市民意見の反映のあり方や整理、行政執行体制の中でいかに実体化していくか、そのための条件整備など、九九年の第二次川崎市地方分権推進研究委員会の一年間調査「パブリック・コメント(意見照会)手続き」検討(注8)の中で、市民・行政の新たな関係の仕組みづくりとして、ゼミナール生たちの志は引き継がれていく。

体験的立法過程としての「子ども権利条例」

市民自身が実際に体感でき、市民の知恵を集め、地域社会の力を発揮させる条例制定事例として、川崎市では子どもの権利条例(注9)がある。二〇〇〇年の制定に向けて市民参加を基本方針として掲げ、市民参加の手法を多岐に回数を重ねながら稼働中である。政策立法に市民参加をフルコース・ワンパッケージで推進している施策となっている。川崎市子ども権利条例検討連絡会のもと、川崎市子ども権利条例調査研究委員で調査研究活動を、庁内関係部局幹事会などを組織化し、中間報告発表やまとめなどとりまとめられた際などに、広く参加を呼びかける市民集会や、月一回恒例開催する市民サロン、教育を語るつどい、子どもが主体となる子ども委員会、子ども・夢・共和国との連携や手紙、電子メール、意識調査など参加チャンネルを多く用意し、意見提案の収集に務めている。収集機能を充実させ、会議公開等で拓かれた内容と

しながら、多く集まった意見は会議上での多様性を保障する。会議等での論議が地域での論議ともなり、条例づくりを媒介した社会コモンセンスづくりとなる。

例えば、子どもの権利は「それはこどものわがままや甘えを助長するのでは!？」といった意見や、子ども最優先の原則について「もっと、大切なことが他にあるのでは?」「権利というなら、責任があるのではないか」などの反論など、行政市民が現在を見据えながらも、川崎市という地域社会で子ども観をいかに捉え、着実なものとするのかを、条文として明文化していく作業、それが子ども権利条例策定作業なのであろう。

終わりに

国から地方への税源の移譲や県と市の関係、都市内分権といわれる区役所機能の強化など残された課題は多い。市行政の分権型自治体への変換、職員の分権型意識への転換などがあるのこれらは、考えれば分権改革がなくとも自前でやってみることもあり、既に様々な所管が市民と接した中での体験や、他セクションとの調整や国・県、他自治体とのやりとりの中での発見をする事で、多様性や時代性を確保し、事業実施や計画策定などで個別・先進的に進められてきた。二〇〇〇年四月以降、本格的な分権型時代はそういった先進性を生かすことが、政策立法策定作業にもさらに望まれるであろう。分権推進担当(注10)では第二次川崎市地方分権推進研究委員会に、事例調査に基づいた検討先進事例研究を通じて、分権型政策過程を俯瞰した共通ルールを総合的分権指針として来年制定する予定である。

注7 市民立法ゼミナール 九九年三月二十七日市民立法ゼミナール成果分析発表と講演参加者数八八名のゼミナール生発表と、同卒業論文集から。

注8 「パブリック・コメント」(意見提出手続)

川崎市分権推進研究委員会第二次において、市民意見を原案に分権型政策づくりの有力な手法として、パブリック・コメントを取り上げている。(八月一三日)開始。来年二〇〇〇年三月までに六回開催する。川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に則り運営中。このパブリック・コメントとは、基本的な政策等の趣旨や原案等を公表し、専門家、利害関係者、その他広く意見を求め、これを考慮しながら最終的な意思決定を行う制度であり、委員会では、川崎市において既にパブリック・コメントのな手続きが現に実践されている政策を調査し、意見提出のあり方を研究する予定である。分権事業始めinかわさき 第七号一面に第一回委員会内容を紹介 <http://www.city.kawasaki.jp/20/bunken/home/news.htm>

注9 川崎市子ども権利条例(案)策定については、経過と問題提起などをホームページで公開中。 <http://www.city.kawasaki.jp/68/8z/nken/home/0001.html>

注10 川崎市子ども権利条例(案)策定 市民集会(九九年三月二日、九月二五日)での参加者発言から。

注11 大都市制度研究委員会名簿から、分権担当所管(平成一年六月一日現在)

札幌市	総務局	法制担当課
仙台市	総務局	行政改革推進室
千葉市	総務局	行政企画課
川崎市	総合企画局	分権推進担当
横浜市	企画局	広域行政課
名古屋市	総務局	行政課
京都市	企画監	行政改革課
大阪市	総務局	行政部調査
神戸市	総務局	行政改善推進室
広島市	企画総務室	行政改革推進室
北九州市	総務局	総務課
福岡市	総務企画局	法制課

本市の政策展開から①

都市は生き物であり、常に、時代状況に応じた新たな施策展開が求められます。今回は、外国人や高齢者などの入居保証の仕組みなどを取り込んだ、新たな「住宅基本計画」の内容と、「女性問題調査研究事業」による市民グループの研究調査概要などを報告します。

川崎市住宅基本計画（平成二十二年五月改定）について

まちづくり局総務部企画課 主査

小林延秀

はじめに

従来の住宅政策は、国の計画に基づき公営住宅・公団住宅・公庫融資の三本柱を中心に展開されてきた。こうしたタテ系列の住宅・住環境整備に関する計画と整合させつつ、地域特性に対応した本市独自の住宅政策に関する基本方針等をまとめることを目的に、九三年（平成五年）五月、「川崎市住宅基本計画」が策定された。この計画の特徴は、中堅ファミリー向けの特定優良賃貸住宅や福祉部局と連携した高齢者向け市営住宅など、従来の公的住宅施策の幅を広げ、拡充を図ったところにある。

計画策定後、バブル経済の破綻、少子高齢化の進展といった社会経済情勢の変化や、阪神・淡路大震災の発生に加え、公営住宅法の抜本改正、住宅・都市整備公団の再編、住宅金融公庫の見直しなど住宅政策

をめぐる環境にも大きな変化がおこった。また、「川崎市外国人市民代表者会議」からは、入居差別の解消のため住宅条例の制定が提言された。そこで、中期計画のローリングも踏まえ、九九年五月、住宅基本計画の抜本的改定を行った。本稿は、この改定の経緯を中心に整理し、今後の参考に供することを目的とする。

1 準備作業

改定に向けた準備作業として、まず九五年度に公表された九三年の住宅統計調査（総務庁統計局）等を詳細に分析し、「川崎市の住宅事情」として公表した。分析や政策について自由な検討を行うため、建築局市街地整備部住宅政策課長（当時）を中心に、福祉部局や住宅供給公社、まちづくり公社等の職員も参加した「住宅政策研究会」を設けた。これに、世田谷区の住宅政

策に長く関わり、自治体の住宅政策の専門家であるシヴィック・プランニング研究所代表の竹内陸男氏も参加した。竹内氏は、その後も基本計画改定にご尽力いただいた。

九六年度は現状分析を踏まえ、①二〇〇六年までの将来推計、②現状の住宅施策の点検、③土地利用の分析を、前述の研究会を拡大して行った。また、市民局広聴相談課が実施している市民意識実態調査の中で住宅の需要実態に関する詳細な調査を行うとともに、分譲マンションについて、公社分譲の三六団地の管理組合に対する調査や「マンション管理セミナー」（まちづくり公社等主催）の機会を捉えた調査（五九団地）を行い、実態と施策要望の把握に努めた。また、都市計画基礎調査の分析にあたり町丁単位に加え用途容積指定毎の分析を行った。これらの結果は、「川崎市の住宅事情Ⅱ」として、公表した。

九七年度は、「川崎市住宅基本計画改定調査検討委員会」（小林重敬横浜国立大学教授を座長に四名の学識経験者と関係局長、公社理事長で組織）と課長クラスの幹事会、住宅政策研究会のメンバーを中心とした検討部会（住宅・市街地・条例の三部会）を組織し、基本計画改定に当たっての施策方針等を検討した。これと並行して、前述の市民意識実態調査を再び利用し、住宅施策に関する市民の要望を調査した。

2 改定作業

九八年度は、八月に市長の委嘱による「川崎市住宅基本計画改定委員会」を設置するとともに、関係課長で組織する計画部会、担当職員による検討部会（住宅・居住支援・条例の三部会）を組織し、新・中期計画の策定作業と並行しながら検討を進めた。委員会は、前年度からの委員に、分譲マンションの法律問題にも詳しい弁護士、高齢者・障害者・外国人・宅地建物取引業の関係者各一名、さらに市民公募委員二名の七名を加え、一一名で組織した。市民公募は「川崎市の住宅問題」というテーマで論文募集を行い、六名の応募者の中から、高齢者向けの配食サービスを行っている女性と公認会計士として活躍されてきた男性を局選定委員会で決定した。女性委員の割合は、過半数を超えている。

改定に住宅に不安を抱える市民のナマの声を反映させるため、障害者や外国人、高齢者福祉に携わる職員、賃貸住宅の家主、マンションの管理組合や居住者など、様々な人々から、直接、住宅事情や施策に関する要望を伺った。また、外国人市民代表者

会議の提言を踏まえ、今回の改定で重点を置いた民間借家対策の一環として賃貸住宅の保証人制度について他都市等の取り組みを研究した。その中で、宅地建物取引業団体等との意見交換や民間借家での家賃滞納状況等について実態を調査した。

委員会からの提言は九九年三月末に提出された。基本計画は、この提言をもとに事務局が取りまとめた。提言の六本の柱をベースに詳細な内容を記載した住宅基本計画書の他に、委員会からの提案で、今後、取り組んでいく内容を中心に記述した概要版と、一枚のリーフレットを作成した。このリーフレットや計画書のデザインに当たっては、街なみデザイン課等の協力を受けた。また、公表に先立ち、議会まちづくり委員会には選挙と重なったので、最終の改定委員会の前には中間報告を行った。さらに、県・公団・公庫・公社等の関係機関や関係局長・助役・市長に説明し、それぞれの意見を受けた修正の後、政策調整会議に付議し、六月一日、市長が定例記者会見で発表した。

各新聞紙上で報道されるとともに、NHKニュースなどでも報道された。マスコミの取り上げ方は好意的で、特に外国人市民代表者会議の提言を踏まえた居住支援体制の創設に大きな関心が寄せられた。実際、留学生新聞、法律新聞、統一日報、KNTV、ジャパントイムズなどややなぎみみの薄い機関からも取材を受けた。市民への周知を図るため、概要版・リーフレットの配付、市政だよりへの掲載（七月号）、Kーシティでの放送、関係団体等での説明会の開催等を実施した。

3 住宅基本計画のポイント

住宅基本計画全体の説明は、紙面の都合で省略するが、以下に特徴を三点整理する。なお、計画書は、本庁・各区役所売店で販売（八〇〇円）しているの、是非、ご覧いただきたい。

(1) 居住支援体制の創設

市内の世帯の六割は借家に住んでいる。この大半は民間借家や給与住宅で、この比率は一三大都市の中でもトップ、全住宅の半数を超えている。これまで市の住宅施策としてほとんど関与してこなかったこれらの借家の対策として、入居機会が制約されるおそれのある高齢者、障害者、外国人等に対する入居保証の仕組みや入居後の居住の安定を支援する仕組みなどを創設し、高齢者等の居住の安定と公正な借家市場の整備を目指すことにしている。住宅整備課に創設された民間住宅担当を中心に現在、来年四月からのスタートを目指し、関係者による検討を進めている。

(2) 民間マンション対策の充実

市内の住宅の七割は共同住宅で、特に分譲マンションは急速に普及している。築後二〇年以上の分譲マンションは二割強、一〇年以上のものは過半を占めている。こうしたマンションの一般化に対して、管理組合や居住者の自助努力を基本に、適正な維持管理を支援する施策を展開するため、実態把握と共に、相談体制の整備、管理組合のネットワーク化、耐震診断経費の助成や共用部分リフォーム融資を創設する。管理

組合のネットワーク化は、マンション管理組合が求める情報相談ニーズに有効に対応するため、経験豊富な管理組合のノウハウを課題に直面している組合に伝授し、経験を交流することを目指している。市は相談場所の確保等の支援を図り、ネットワーク組織と連携していく。今年六月、県レベルのネットワークは立ち上がっており、今後、市レベルのネットワーク作りを進めていく。

(3) 住宅基本条例の制定

本市の住宅政策の背骨として、住宅の整備に関する市、市民等の役割を明確にした「仮称・住宅基本条例」を制定する。この中で(1)の居住支援制度の位置づけや市の住宅政策の基本指針を示す予定で、現在、検討を進めている。

4 今後の課題

数年後には、人口減少が始まる。給料も下がり、右肩上がりの時代の終焉といった言葉に実感がこもってきた。右肩上がりの時代は、地価の上昇を前提に持家政策や容積率等の緩和による誘導といった需要に追随し、フローを誘導する施策を展開すればよかった。今後、こうした施策の効き目も弱まるだろう。少ないフローを誘導しつつ、いかにストック対策の充実を図るかがテーマになる。住宅によるまちづくりのウェイトは確実に高まってくる。この対応を早急に進める必要がある。

二一世紀を目前にした今回の住宅基本計画改定は、かなり網羅的な内容となった。この具体化が、取り組むべき第一の課題である。今回の改定に当たって、当初の目論

見に反し踏み込みきれなかった点は、地域整備と住宅施策との連携強化である。特に広範に広がるやや低質な既成市街地の整備をどう進めるか。工場跡地での開発や団地の更新時期を捉えた整備を除き、結果的には理念的な内容にとどまっている。限られた財源の中でこうしたまちづくりの種が乏しい一般の地域でのまちづくりを推進していくためには、当面、個別の住宅更新の機会を捉え、これを少しでもまちづくりの観点から誘導し、積み重ねていくことが大切だろう。具体的には、こうした地域で、全市的に展開している狭隘道路拡幅事業や借上り営住宅等の民間住宅活用事業を充実させ、重点化していく工夫が必要である。このことは、一定の地域を優遇することを意味する。つまり、既成市街地の整備戦略、まちづくりの目標・理念の明確化と、少なくとも行政内部でのこの共有が重要となる。こうしたコンセンサスをつくり、職員意識改革（制度手法の研究を含む）を図り、住民と連携したまちづくり手法を開発していくことが求められている。

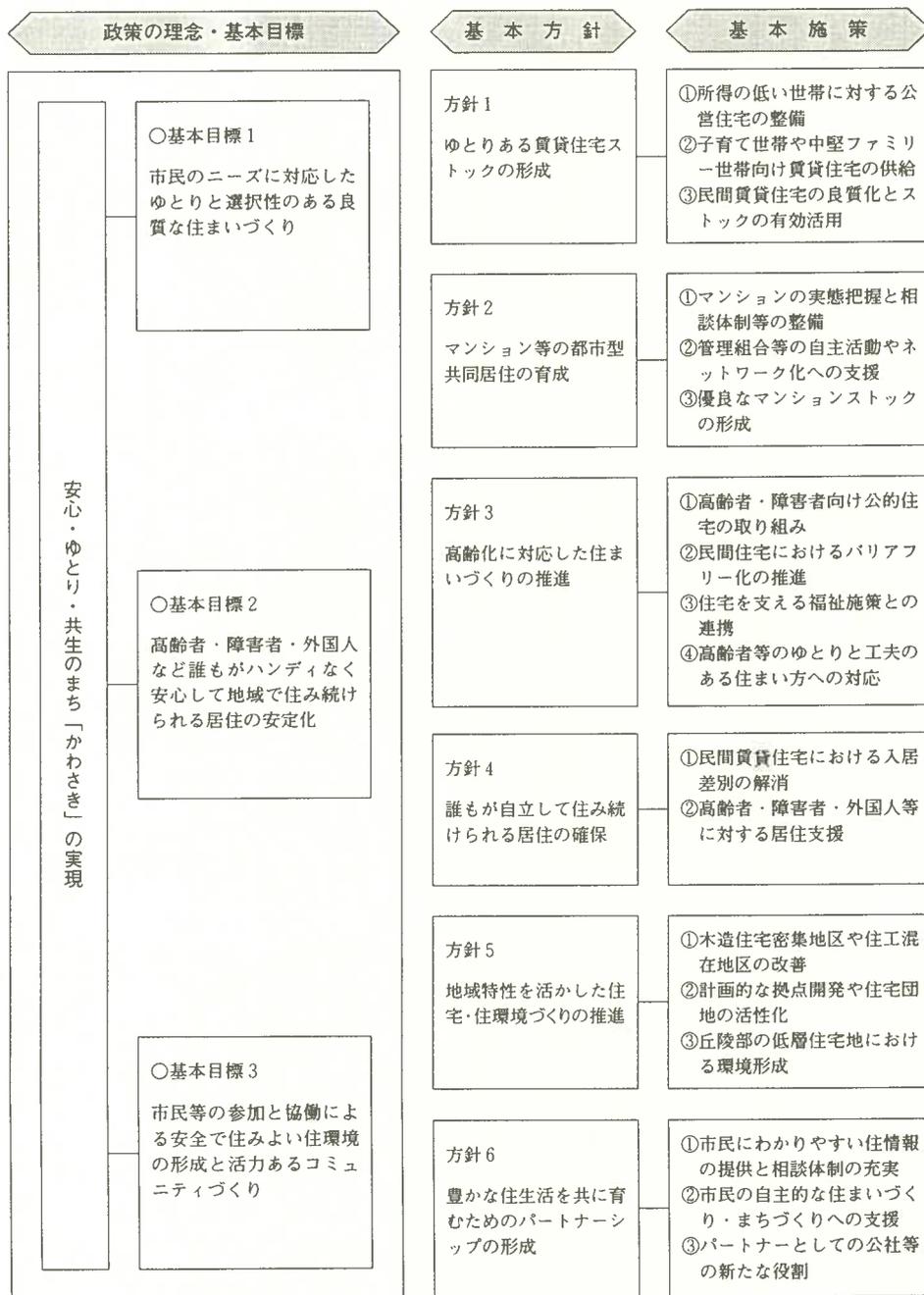


各区別の住宅指標比較（1993年）

	1住宅当たり延べ面積 (m ² /戸)			1人当たり居住室の畳数 (畳/人)			最低居住水準 未済世帯数 (比率%)	高齢者世帯の 最低居住水準 未済世帯数 (比率%)	築年数23年以上 木造住宅数 (老朽住宅比%)	建て方別平均敷地面積 (m ²)		
	全体	持家	借家	全体	持家	借家				一戸建	長屋建	共同建
川崎市	59.0	94.2	36.1	8.28	9.91	6.60	65,300 (14.7)	8,380 (10.7)	70,240 (30.2)	161	202	307
川崎区	56.2	87.4	32.2	7.66	8.86	6.13	15,550 (20.5)	2,740 (16.3)	19,380 (46.5)	117	134	189
幸区	59.3	86.3	39.2	7.91	9.34	6.41	8,950 (17.4)	1,070 (9.7)	11,020 (43.9)	124	153	269
中原区	54.7	97.3	33.5	8.11	9.91	6.61	12,130 (16.9)	1,480 (10.8)	13,340 (34.2)	143	185	237
高津区	54.7	93.1	36.2	7.91	9.62	6.59	9,810 (15.3)	1,030 (11.1)	9,170 (26.1)	161	210	367
宮前区	66.7	93.9	43.5	8.51	10.11	6.70	6,610 (10.9)	780 (8.8)	4,230 (15.7)	185	279	497
多摩区	54.7	98.0	32.9	8.52	10.29	6.88	8,550 (11.5)	940 (8.9)	9,350 (23.2)	193	221	293
麻生区	73.1	105.8	41.0	9.63	11.51	6.91	3,690 (8.1)	340 (4.2)	3,760 (15.3)	207	264	564

資料：住宅統計調査

住宅施策の体系



男女共同参画社会の実現をめざす 市民の取り組みについて

市民局人権・男女共同参画室担当副主幹

桑川 孝

1 調査研究の意義

男女共同参画社会の実現を二一世紀の我が国社会の最重要課題と位置づけた男女共同参画社会基本法は、先の国会で重要法案が目白押しなのか、一時はその成立が危ぶまれたものの無事通過し、平成一年六月二三日に公布・施行された。それはあたかも今春、センセーショナルなポストターとして物議を醸した厚生省の「育児をしない男子・高齢化時代の問題を打破してくれる決定打の感がある。

同法は国だけでなく、地方自治体にも、国に準じた施策及びその地域の特性に応じた独自の施策を策定し実施する責務（都道府県には基本計画の策定義務、市町村には努力義務）を規定している。

この基本法の誕生により、地方自治体における従来の「女性行政」は、新たに「男女共同参画行政」へと変容し、国と同様にあらゆる政策をジェンダーに対して中立に行っていくなければならないという大きな

パラダイム転換を迫られたことになる。

しかしながら、実社会の議論のなかで絶えず登場するのが、「もう十分すぎるぐらい男女平等ではないのか」という意見である。論拠のないものではなく、日本国憲法での法の下での平等から始まり、ILO一五六号条約の批准、男女雇用機会均等法の改正等、法制度上の整備は進展しているし、社会現象となった一頃の「みつぐ君とアツシー君」等若い男女の「力」関係や中年離婚の増加等を見ると、ある側面では男女の関わりは昔とはずいぶん様変わりしているようにみえる。

では、「男女共同参画社会は形成されているのか」。この問いには、地域、家庭、職場、学校等あらゆる場面でのジェンダーの視点による検証が必要となる。

そこに、この市民による女性問題調査研究事業の大きな意義がある。市民が草の根の活動として、実社会で体験するジェンダー問題を自らの手で調査し、問題を認識し、掘り下げ、提示していく。この営みの連鎖が重要なのである。ともすると、従来の市民活動支援を目的とした事業では、

既存団体への配慮も不可欠で、間口を広げることがなかなか難しく、特定団体への補助的色彩を帯びやすいものである。その点、本件は手応えのある骨太の内容をもった、真の意味での市民グループへの調査研究委託事業となっていると自負するものである。

本事業は平成一〇年度から新規に実施したものであり、その方式は市民から企画提案を募集、選考委員会で企画内容を審査し選考するもので、多数の応募者が競い合うことで最適な調査研究が選定できるよう考慮したものである。報告書は、六カ月間の研究期間を経て、市に提出されたものである。概要は、次のとおりである。

2 調査研究概要

(1) 「専業主婦の立場から年金制度を考える」 くぶらすー

一九九九年が五年に一度の年金制度の改正の年であり、また、年金審議会での審議内容もメディアで取り上げられている中で、

「くぶらすー」は、麻生市民館の女性学級修了後の一九九一年に、身の回りの様々な問題を女性学の視点で問いなおすことを目的に学習を重ねてきたグループ。

制度改正の課題の一つである専業主婦の保険料、いわゆる「第三号被保険者」の問題を知る。また、女性差別撤廃条約の批准後一五年が経過する中で、あらゆる形態の差別撤廃をめざして社会制度や社会慣習を問いなおす作業が進められている今、社会制度が逆行する形で存在していることの矛盾を感じ、また「優遇」されていると言われている当の専業主婦たちがこれをどう捉えているのかを考察している。調査方法としては、アンケートと聞き取りを実施し、また、年金制度を理解するため、専門家による講演を公開講座として開催した。

調査研究の結果、制度において女性の立場がいかに一義的に捉えられているか、年金制度には世帯単位の考えが根底にあり、女性が個としていかに生きにくい立場に置かれているかを認識し、そして、基本的には専業主婦もその収入によって相応の負担をすべきとの見解に達している。

(2) 「女性支援のための各種相談機関の現状 調査と総合的な支援体制の構築」 くぶらすー・アイ

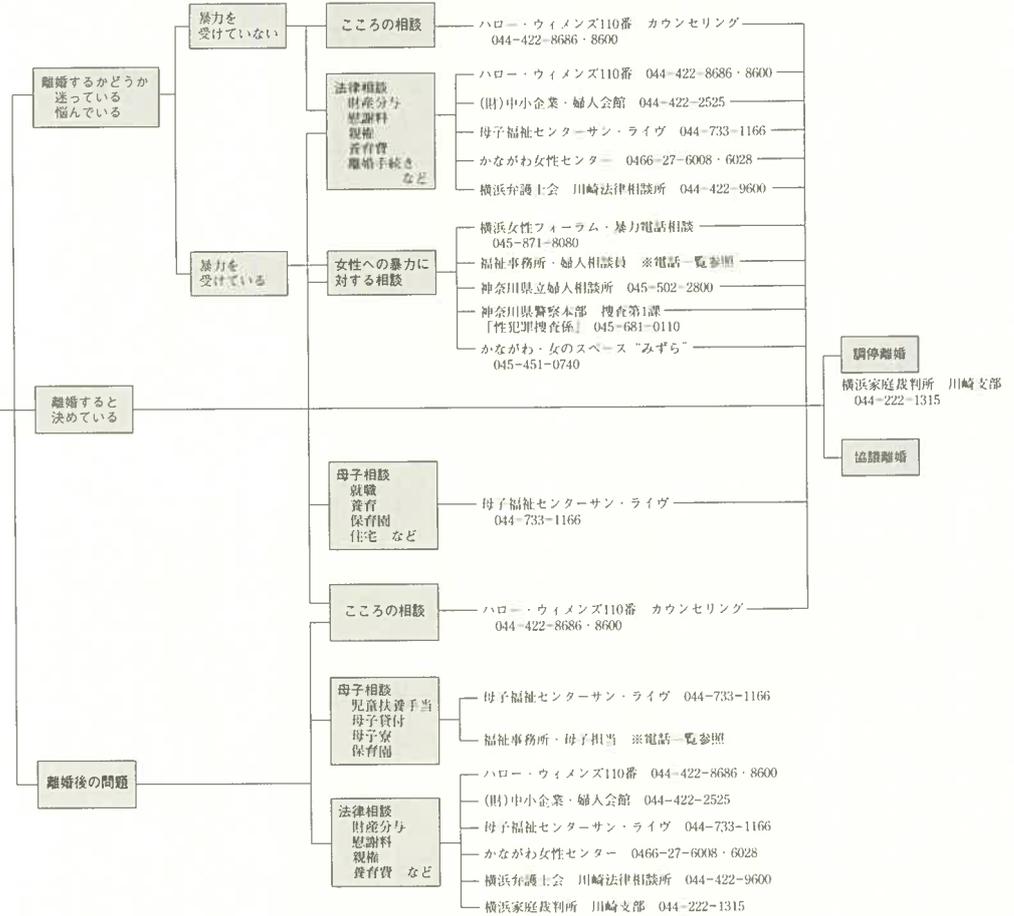
相談業務を拡充するには、他の機関の情報が不可欠であることから、調査対象を相談業務を実施している行政機関（主に川崎市、神奈川県、横浜市、東京都）、民間機

相談機関連携図表

今回の調査にもとづいて、1例として「離婚問題を抱えた女性からの相談」を想定しての連携図表を試作した。報告書の中でも述べているように女性の抱える問題は複合的で複雑であるため、実際には図表も、より複雑になると思われるが、ここでは今回アンケートに答えてくれた相談機関との基本的な連携を図表化してみた。
このような連携のネットをより緊密にしていくことが、私たちの課題であり支援体制の充実につながっていくと考える

川崎市に住む離婚問題を抱えた女性からの相談の場合

離婚問題を抱えた女性からの相談 → ハロー・ウィメンズ110番



※福祉事務所電話一覧

川崎福祉事務所	044(201)3261
田島福祉事務所	044(322)1984
大師福祉事務所	044(271)0150
幸福社事務所	044(556)6654
中原福祉事務所	044(744)3295
高津福祉事務所	044(861)3250
宮前福祉事務所	044(856)3239
多摩福祉事務所	044(935)3262
麻生福祉事務所	044(965)5147

我が国では、母子家庭の生活の安定や福祉の向上が課題として認識されているものの、圧倒的に少数である家庭が抱える生活問題に対する支援は、政策的にもなかなか着目されにくい分野である。また緊縮財政のもとで福祉対策全般の抜本的見直しが行われている中で、母子家庭に対する支援も

「男女共同参画研究会」は、男女共同参画社会の実現に向けて、内外の国際的な動向をみながら、わが国の具体的な方向を研究、確立するために設立したグループ。

(3) 「川崎市におけるひとり親家庭の現状と課題―ひとり親家庭の自立促進の研究―」
～男女共同参画研究会

関とし、相談内容を九分野に分類、アンケート・聞き取り調査を実施した。〈法律〉〈女性の抱える諸問題〉〈母子〉の三分野について、相談件数が著しく多い「離婚」をテーマとしている。
調査の結果、離婚問題を抱えた女性からの相談を想定し相談機関連携図表としてまとめている。(上図参照)

「グループ・アイ」は、一九九七年に川崎市が社会や家庭生活でおこる様々な悩みについて、相談を受け付けたり、関係機関の紹介や情報提供を行ったりすることに、女性の自立支援を目的として設置した「ハロー・ウィメンズ110番」の電話相談員で構成するグループ。

少子・高齢化の進展、社会経済情勢の変化に対応する上で、その担い手のひとりである男性の意識改革が問われている。特に「自立」について、どのように考えているのかについて暮らし、職場、及び地域における実態を調査している。

「川崎の男女共同社会をすすめる会」は、男女共同参画社会の実現に向けて、自主的に川崎の女性行動計画を推進していくことを目的に設立したグループ。

(4) 「男性の自立意識に関する調査・研究―男性の職場・地域・家庭からみえてくるもの―」
～川崎の男女共同社会をすすめる会

今回の調査を通して、母子福祉対策は「戦争未亡人」に対する救済策として始まったものであるが、単なる「低所得者対策」として捉えるのではなく、子供をひとり育てている女性の「生存権」及び「幸福追求権」、子供の「生存権」保障を基盤とした母子福祉対策に変えていく必要性を訴えている。

川崎市在住のひとり親家庭を対象に実態調査を実施したが、住民基本台帳に基づき世帯主が女性である家庭一〇〇〇世帯を無作為抽出し、回収率は四四・一パーセントであった。
今回の調査を通して、母子福祉対策は

調査方法としては、市内在住・在勤の三〇歳代～五〇歳代の男性五五三人を対象にアンケートを実施し、回収率は、四三・九パーセントである。

調査の結果、男性の意識改革は過渡期的な傾向を示しており、役割分業意識の是正、社会的、文化的につくられた性差を無くすことについては、一部の男性たちの認識となりつつあるものの、「男らしさ」からの脱却宣言はされていないとしている。

(5) 「少子社会を考察する―異なる立場での少子化への問題意識をみる―」
くみちみの会

「みちみちの会」は、日常の様々な問題を女性の立場で研究することを目的に設立したグループ。

少子化の要因としては、若年層の晩婚化、未婚化の進展、女性の就労意欲の高まりなどが考えられ、我が国における大きな課題の一つとなっている。

老若男女が安心して住み続け、夢をもち続けるには、少子化を食い止め、均衡のとれた社会を維持することが必要であることから、地域の実態（ニーズ・声）を調査し、問題解決の糸口を探ることを試みた。その方法として、川崎市内の未婚、既婚、熟年男女三八一人にアンケート調査をするともに、事業主四人にインタビューを実施している。

その結果、少子化への歯止めをかけるための社会システムの整備や、各種制度の活用など、支援体制の確立を図ることが必要

であると結んでいる。

3 今後に向けて

以上、五グループの報告書はそれぞれ規定の二万字をはるかに超えるものとなり、その意欲と質の高さを端的に表している。調査については、六カ月という短い研究期間であったことなどのかなりの制約を受けながらのものとなり、データとして客観性が欠けざるを得なかった（五グループ中三グループ）のは残念であった。しかし、市民による調査研究の意義は実際に生活している場での問題性を認識し、その問題を自ら定義することにある。調査データとしては偏りがあることを十分に認識しながらも、その問題性をそれぞれに把握しているのは見事と言えるのではないだろうか。

今回初めて女性問題に関して市民グループの企画提案方式を採用したが、成功と考えられる点は、①広く市民グループに門戸を開いたことにより、様々なグループが互いにその存在と活動を知ることができたこと、②この調査研究の作業を通し、グループ自身が大きく成長することができ、今後の活動に大きな期待を抱かせるものとなったこと、③この調査研究報告・発表会から次に続くグループがあらわれ、研究の連鎖ができたこと、④研究内容が市民生活や市民活動の底支えをするものとなっていること等である。

市民レベルのこうした地道な調査研究から新たな問題意識が生まれ、新しい課題が発見され、さらに市民レベルの意識改革へと発展していく可能性が高い。今後この調査研究事業は、九月一日に開催した男女共

同参画センター（すくらむ21）に引き継がれ、センター事業として展開していくことになる。

本市の「男女共同参画行政」に関する具体的な事業を展開する実践部門の役割を担うセンターにおいて施策づくりのための基礎的調査研究を実施していくことは、「地方分権」の時代において、区域特性に応じた独自の施策づくりをする上においても必須である。それゆえに、この市民による調査研究事業がアメリカ方式に、あらゆる分

野においてますます発展していくことを願うものである。

報告書は、市立図書館、市情報プラザ、男女共同参画センター（すくらむ21）及び人権・男女共同参画室において閲覧することができます。

なお、本件に関する意見等については、市民局人権・男女共同参画室（電話：二〇〇―一三〇〇）までお寄せください。

母子家庭の教育、年金…男性の意識に問題も

川崎市内の五つの市民グループが男女共同参画行政の実現を大テーマにそれぞれ取り組んだ調査・研究の成果を発表する第一回「川崎市女性問題調査・研究発表会」が七日、中原区新丸子東の市中小企業・婦人会館で開かれた。

女性を取り巻くさまざまな問題も浮かび上がった。川崎市に於ける母子家庭、母子相談、法律相談など女性支援のための市内外の各種相談機関の対応状況などを調査し、各機関代表は、離婚などで増加している母子家庭の抱える課題を調査した。また、男性の自立意識を調査し、男意識から脱却を促すための「川崎の男女共同参画研究会」が、各機関代表と連携して調査した。また、男性の自立意識を調査し、男意識から脱却を促すための「川崎の男女共同参画研究会」が、各機関代表と連携して調査した。

女性の実況浮き彫り

中原区で
研究報告



それぞれのテーマで各グループの調査・研究結果が発表された中原区、市中小企業・婦人会館

市民5団体が発表

女性を取り巻くさまざまな問題も浮かび上がった。川崎市に於ける母子家庭、母子相談、法律相談など女性支援のための市内外の各種相談機関の対応状況などを調査し、各機関代表は、離婚などで増加している母子家庭の抱える課題を調査した。また、男性の自立意識を調査し、男意識から脱却を促すための「川崎の男女共同参画研究会」が、各機関代表と連携して調査した。また、男性の自立意識を調査し、男意識から脱却を促すための「川崎の男女共同参画研究会」が、各機関代表と連携して調査した。

研修・研究リポート ①

平成10年度課題研究チーム報告書から

川崎市では、新たな時代における職員像を求めて、さまざまな研修・研究を展開しています。今回は、平成一〇年度の「政策課題研究チーム」からの報告と、「第一六期海外派遣研修」、「大学院派遣研修（横浜国立大学）」の結果報告を行います。また、シリコンバレー、韓国・富川市に派遣中の職員からの現地報告もお届けします。

迫り来る施設更新時代への対応

ハコ物行政のターニングポイントをとらえて

多摩区役所区民福祉部保護課 主査

大道 進

はじめに

高度成長期の京浜工業地帯は、大量の労働力を必要とした。京浜工業地帯に位置する川崎市は、若い勤労者の流入により他都市に例をみない人口増加をみた。税収による恵まれた財源のもとに、不足した住宅、保育園、学校施設等を補うため行政主導で数多くの公共施設を建設してきた。

これらの施設は、いま建物の更新時期を迎えようとしている。建物の改修・改築では、更新手順の経費、施設建設後の修繕・維持管理等のランニングコストを当初から盛り込む等将来の負担を明確にすることが求められている。また、社会状況も変化し、少子・高齢化等による新たな市民ニーズに

応えるため、余裕教室・社会福祉施設等の施設整備が必要とされる。

市営住宅の建設では、平成九年度以前の五年間の建設実績は、建設の八六%が建替であり、建替戸数は従前戸数の二・六倍である。市民ニーズに対応する施設更新時代のハコ物行政では、新規建設から建替へ、施設数の拡大から既存施設の機能見直し、施設の質の整備等に移行していると考ええる。最近つくられた七施設の事例研究により、施設更新時代のハコ物行政のターニングポイントを探ってみる。

(1) 既存施設の機能の複合化を図ったもの

ア 虹ヶ丘小学校コミュニティルーム
イ 生田小学校留守家庭児ホール
児童数の減少で生じた余裕教室を活用し、学校・住民・教育委員会・まちづくり

局等が参加し学校機能の複合化を図った虹ヶ丘小学校コミュニティルームは、企画の段階から住民が参加し、住民による自主運営がなされている。

(2) 新築で、施設の相互利用を図った合築

ア 上平間市営住宅・特別養護老人ホーム
イ 多摩区総合庁舎
二施設とも、新築である。上平間市営住宅と特別養護老人ホームの合築、多摩区総合庁舎では、区役所、保健所、市民館、図書館、休日急患診療所の五館の合築であり、建設後の維持管理費を当初から盛り込み建設時に、省エネルギー対策のコージェネレーションシステム、雨水利用等を取り入れられている。

(3) 利用目的が終了した施設の再利用を図ったもの

ア (仮称) 女性センター
イ てくのかわさき

(仮称) 女性センターは旧高津市民館を、てくのかわさきは旧高津区役所を、改修し再生利用した。施設用途の見直し、既存施設の使えるものを利用し、新築より安価に、当初予定した改修工事費より大幅な削減ができた。(仮称) 女性センターは、平成一一年秋にオープン予定である。建設目的が優先し、空調・変電設備等の既存設備が使えず新たに設備し、建物の耐震補強を必要とした。

(4) 市民とともに基本構想・基本設計を行った施設建設

(仮称) 宮前スポーツセンター
基本構想の段階から、まちづくり局の職員が参加し技術支援を行うと共に、ワークショップを通じて積極的な市民参加手法を取り入れるなど、今後の施設建設のモデルとして注目される。

変化していく社会状況や市民ニーズに 대응するためにも、施設機能の複合化、再生利用等が有効であると考えられる。

施設更新時代のハコ物行政のターニングポイント

(1) 余裕教室を活用した虹ヶ丘コミュニティルームは、住民の自主運営により、住民の生涯学習だけでなく、高齢者への会食・配食、学校・児童・住民との交流、自治会活動、利用時間延長等の住民による積極的な運用により利用者数も増加している。

余裕教室と同規模で、住民の身近にあり

り、地域の核として、地域の活性化に貢献できうる施設として、こども文化センター、老人いこいの家等がある。

(2) 建物には、耐用年数がある。RC造建物を放置すると、コンクリートの劣化等で耐用年数より前に建物のスラム化を招く恐れがある。更新時期を迎えた大量の建物を短期間ですべて改築することは難しい。改築年次が後になる施設は、改築まで建物の耐久性を保つため、建築躯体を残し、耐震補強、内外装改修、老朽化した設備工事等の改修を少なくとも耐用年数の半分程度の時期に行う必要がある。

(3) 施設建設後の施設の維持管理費等は、建設費の数倍かかるといわれている。多摩区総合庁舎では、維持管理費を軽減するための設備をいくつか取り入れている。修繕等の維持管理費は、その都度の支出となり、財政を圧迫する要因になっている。

ハコ物行政のターニングポイント —政策課題研究チーム提言—

(1) 社会変化による市民ニーズに応え地域を活性化するために、学校の施設開放、こども文化センター、老人いこいの家等有効活用、(2)更新時期を迎えている施設の改修・改修、(3)当初から建物の生涯経費を考慮した施設建設。この三つのポイントから、施設整備の課題や方向性を探り将来にわたる展望を示し提言する。

【提言1 統廃合を含む学校施設の積極的な運用】

学校内で転用できる教室として使われていない教室数を把握し、使われていない教室を活用するための基本方針、学校別の

計画を作成する。このためには、地域の状況を考慮し、関係部門等の協議・手続等が必要である。積極的な転用を図るための基本方針として、学校施設開放としての活用、生涯学習センターへの活用、高齢者等福祉施設や放課後の児童施設としての活用、備蓄倉庫等の地域防災対策としての活用、地域コミュニティの中核として市民生活を支援し、地域を活性化する拠点としての活用がある。施設整備では、学校教育活動に支障がないことを前提とし、管理・運営についても、学校関係者に負担がかからないように配慮が必要である。また、利用計画にあたっては、全庁的なプロジェクトが必要になる。

統廃合の可能性の例として、半径500m以内に四つの小学校がある幸区の例を、図1に示す。表1より、数字の上では、三つの小学校への統廃合も可能である。だが、慣れ親しんできた学校であり、愛着も深い。情報公開をきちんと行い、市民一人ひとりに考えてもらうことが前提となる。

【提言2 こども文化センター・老人いこいの家等の開放と市民による管理運営体制】

こども文化センターは、施設が比較的新しいので、管理の区分けを行う等の軽易な工事により施設開放が可能である。利用時間帯などの施設運営のあり方などを検討することにより、住民の自由な学習の場となることが可能である。学校施設の積極的な運用と同様に住民による自主管理運営体制が望まれる。このことは、他の事業を検討する上においても重要な課題である。

【提言3 計画的な大規模改修・改築に向け

た全庁的プロジェクトの立ち上げ】

各局での大規模改修・改築計画はあるが、川崎市全体ではとりまとめられていない。川崎市の財政運営に反映させるため、市全体の大規模改修・改築のシミュレーションしたものを図2に示す。更新サイクルは、大規模改修工事は三〇年を、改築工事は六五年をめどとし、年度毎の予算の上下を少なくするようにした。市営住宅の耐用年数を七〇年としている。

川崎市の七割を占める床面積二百㎡以上の小中学校、こども文化センター、保育園、市営住宅を対象としている。短期間で全部を改築することは難しいので、計画的な改修・改築を行う。計画的に大規模改修・改築が行われた場合、毎年二〇〇億円を超える投資的経費がかかる。ハコ物だけでなく、他の社会資本の維持保全経費もあり、財源問題等を含め今後の大きな課題で

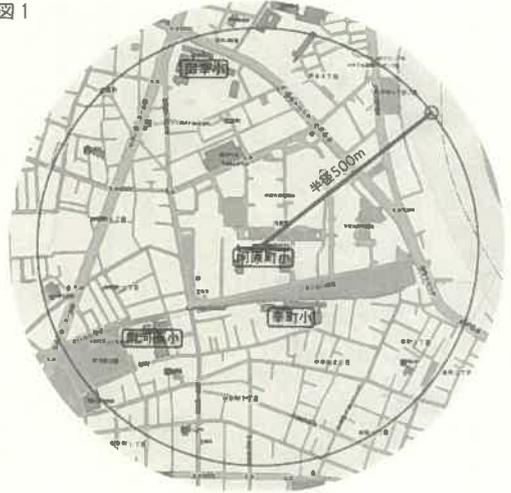


表1 平成10年教育委員会施設部調べ

	普通教室	学級数	余裕教室
河原町小	26	7	19
御幸小	32	16	16
幸町小	27	14	13
南河原小	26	17	9
計	111	54	57

余裕教室は、使われていない教室ではない。使われていない教室は、余裕教室より若干少ない。余裕教室には、家庭科室等が含まれる。

長期的には施設の廃止や縮小、効率的な転用策などを考慮し、施設の持つ全体経費を抜本的に見直すことをしなくてはならないが、そのためには、早急に全庁的なプロジェクトの立ち上げを提言する。

【提言4 建物のライフサイクルコスト研究会の立ち上げ】

建設後、建物の保全費、修繕費、運営費、維持管理費等のランニングコストは、建設費の数倍であるといわれる。図3の「冰山」の一部である建設費だけが注目されるが、建設後の修繕等を含む維持管理費は、その都度の支出になり、財政を圧迫している。

ライフサイクルコストは、企画設計費、建設費、運用管理費、廃棄処分費等の費用を明らかにし、費用対効果により建物の生

図2 大規模改修・改築シミュレーション (2000～2020)

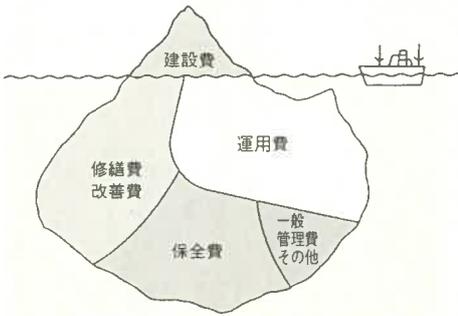
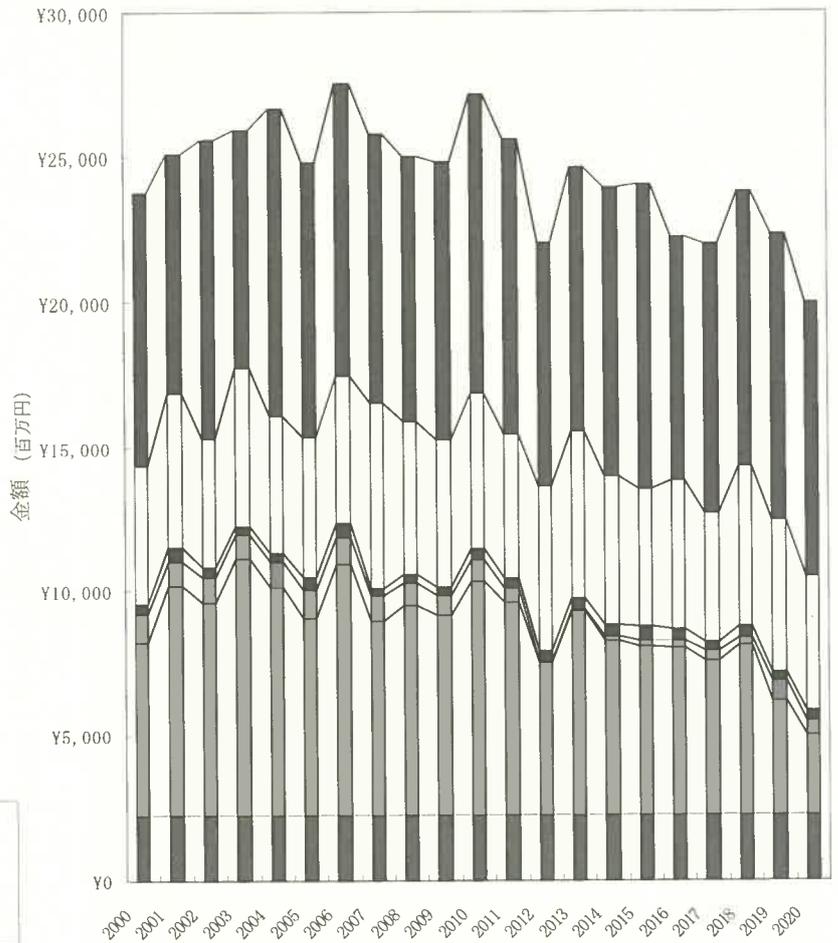


図3 建設費とその経費との関係

生涯費を縮減する手法である。建設当初から、建物の生涯経費を算出することにより、建設後の耐用年数まで使用するための改修費、修繕や維持管理、それに係わる支出の平準化ができ、計画的な財政負担も可能である。

川崎市における今後の施設計画や維持管理計画においては、目先の経費にとらわれることなく長期的な視野に立ち、全庁的に検討し、ライフサイクルコストの運用の研究会を早期に立ち上げることを提言する。

【提言5 施設更新時代のまちづくり局の役割】

まちづくり局に対し、施設建設で構想段階からの参加、改修・改築の更新手順の作成、ライフサイクルコストの立ち上げ、V Eの導入等を提言する。施設更新時代のまちづくり局の役割はますます重要になる。

住民要望を施設建設に生かすため、既存施設の複合化、再生利用、改修、改築、新築等を比較検討し、障害者、防災、関連法規を考慮し、施設に何が必要であり、どの様なものを組み込むかを検討・調整することである。そのために、まちづくり局の構想段階から早期参加することを提言する。

更新時期を迎えている個別の建物の老朽化の調査、耐震、防災に関する安全性チェック等を行い、改修か改築かの判定をして更新計画を作成する。ライフサイクルコストでは、省エネルギー・空調システム等の効率のよい運転をする設備機器や建築部材の選定、長期にわたる効率的な維持管理のため修繕・更新や予防・保全の計画や予算の作成、そのためのデータ収集が必要である。ライフサイクルコストの縮減、品質向上のためにV E (Value Engineering) の導入が

ある。企画、設計、入札、施工だけでなく、技術提案も含めた総合的な観点から建物を評価する方法である。まちづくり局は、設計・工事監理の分野に加えて、これらの部門の強化・整備が必要である。

おわりに

機能するハコ物になるには、住民参加が課題となる。虹ヶ丘小学校コミュニティルームは、行政との信頼関係を保ち自分たちの施設であるという自覚をもち、住民により自主運営されており、行政もサポートしている。これからのハコ物として、活動内容・自主運営を見守っていく必要があると考えられる。活動・自主運営への住民参加を促す方策として、広報誌・インターネット等を利用することは有効である。施設更新時代では、学校施設、こども文化センター、老人いこいの家が、変化していく市民ニーズにあって、住民生活の中で、ふれあいと対話・優しさと楽しさがあるハコ物となり、住民の連帯を強め社会参加を促し、地域を活性化させるハコ物になる可能性を持っていると考える。

ご協力を頂いた関係者の皆様に、心よりお礼申し上げます。



「アメリカ障害者法」に学ぶもの

建設局土木建設部街路課

粕谷由紀子

はじめに

最近、バリアフリーや人に優しいとかという言葉をよく聞くようになった。そして、たしかに新しい公共の建物等は、お年寄りなどに配慮されたつくりになってきている。これは、今後の高齢化にむけても、誰にとっても必要なことで、よい傾向であるとは思いますが、日ごろ車椅子で生活している私には、もう一つ足りない点を感じられる。まず第一に肝心の計画や設計において、本当に利用者の声が反映されているのかという点。そして第二にバリアフリーという言葉の意味や重要性を人々が本当に理解しているのかという点である。そして私を含め、障害を持つ人が主体的ではなく受け身であることについて疑問を感じていた。そんな中、私はアメリカに「アメリカ障害者法」(ADA/Americans with Disabilities Act) という法律が存在することを知り、それを読み、深く感銘を受けた。

ADAとはアメリカの障害者による自立生活運動と、社会から障害者差別を撤廃さ

せるための長い闘いの末、九〇年七月に成立した連邦法である。その目的は社会のあらゆる領域での差別を禁止し、障害者の人権保障と社会参加を促進することである。基本的な理念は、障害者に特別な保護を与えるのではなく、障害者も健常者も生活のすべての場面で平等の権利を享受するということである。その内容は、雇用、交通、建築、通信の四つを柱とし、包括的に障害者差別を撤廃する世界ではじめての画期的なものであった。

この法律がどのように成立したのか？ 本当に存在し機能しているのか？ そして、もしそうなら、この目で確かめ、少しでも何かを学びとり日本の社会に活かしたいと強く思った。

そして私は昨年、第一六期海外派遣生としてこの思いを胸に、渡米し、実際自分の目で真実を確かめてくることができた。

アメリカの印象：ハード面の整備

アメリカでまず感じたのは、障害を持つ大勢の人々が外出しているということ、

私に対する周囲の人々の視線の違いだった。普段障害を持つ人が何人も街を歩いているような環境においては、私のことなど特に気にならないのであろう。人々の態度はごく自然な印象であった。それでも必要なときにはさり気なく手を貸してくれ、その時の対応は、特に私が障害者だからというのではなく、誰もが自然に身につけている人に対する礼儀のようなものと感じ、とても気持ちよかった。大勢の障害者が外出しているということは、それだけ街の配慮がいきとどいていてということであり、それによって周りの人々の意識も変わっているのである。

一カ月の滞在期間中は、一人でいろいろな場所を歩いた。大部分の建物は、段差をなくしたり、スロープ、エレベーター、簡易昇降機などを付けることによって車椅子でも介助なしでアクセス可能になっていた。トイレに関しては、男女それぞれすべのトイレに車椅子でも十分に入ることのできる広いスペースのものが備わっていて、どの場所のトイレも問題なく利用することができ、非常に便利であった。公共交通に



観光ツアー会社の大型バス（サンフランシスコ）。ツアー自体も車椅子で参加可能なものが揃っている

関しては実際に滞在中に、飛行機、地下鉄、路面電車、バス、船などを利用したが、障害を持つ人であっても一人で動けるよう、整備されているので、職員の必要最低限の介助のみで、地下鉄に関してはまったく介助なしで、いつでも気兼ねなく一人で自由に利用することができた。人々が障害者を特別視していないこと、そして、どのように社会のどの場面においても、障害を持つ人が利用することを前提に配慮された整備が行われていることによって、私はどこへ行っても不自由なく、自分が障害者だということを特別に意識する必要なく、当たり前の、誰もと変わりのない一人の人として気持ちよく生活することができた。これは実に素晴らしい経験であった。

ADAの効果

アメリカでこのように障害者が生活しやすい状況になっているのは、やはりADAによる影響が大きい。例えば、ADA成立以降、その行政規則にもつき、州および自治体は、自ら実施する計画、サービス、行事についての点検・見直しを行い、障害を持つ人がそのすべてにアクセスできるよう、今後の改善計画をたて、実施することが義務づけられている。そして自治体といっても、これを遵守しなければ、法的に責任を問われることになっている。ADAでは障害を持つ人自身が不当な扱いを受けたとする場合、その相手に対し訴訟を起こす権利も認められている。また、各自治体にはADA担当の責任者の就任が義務づけられており、障害者が各プログラムにアクセスできるように調整を行い、職員や住民に対し、ADA及び障害者に対する理解をうながす任務を遂行する。

当事者の主体性

以上、ADAによるハード面上の効果を

中心に報告したが、これらが現在アメリカに存在し、社会に影響を与え続けている最も大きな要因は、やはりそれが、障害を持つ当事者自身による発想、参画を中心として行われたことによるものであるからだと考えられる。以前、障害者差別が常識として社会に存在していた時代に、最初に声を上げ、立ち上がったのは他でもなく障害を持つ当事者自身であった。そして自らを啓蒙し、自分たちのニーズに合わせた必要なサービスを自らの手によって行い、不可能とされてきた自立を可能にさせた。そしてADAを発案し、社会に訴え、見事成立させた。これまでの過程はすべて障害を持つ当事者自身が主体になり行われた。そして現在も全米中のさまざまな地域、組織の中で、社会を構成する一員として、よりよい社会をめざし、さらなる目標達成に向け活発な活動を展開している。

滞在中に私はその中の数カ所の非営利組織等を訪問した。そのほとんどは、仕事量のわりに、職員数が少なく、比較的小さな事務所というものが多かったが、自分たちの必要なニーズに対するそれぞれの目標に向けて、さまざまな視点、方法によって精力的に仕事を行っていた。自分たちの仕事に対し、信念と誇りを持ち、真剣に取り組んでいるその姿に圧倒された。その時私は、この人々の熱意こそ、ADAを支えている根源だと確信を持った。

今後に向けて

今回の研修を通して、誰もが住みやすい社会をつくるため、障害を持つ当事者の声を反映させるには、ADAのような法律を

つくることは必要なことであるが、そのためにはまず、私たち当事者自身が変わっていくことが必要であるということを教えられた。障害者自身が自信をつけ、自らから声を出し、行政と共に協力して、これからの社会に対応する新しいシステムをつくりだそうと、行動に移すことが大切である。そしてそれには、行政が当事者をこれからの

社会を共に構築していくパートナーとして考え、その意見を一つの実績として聞くのではなく、利用者が利用しやすく、現実には活用できる有効なものかどうか、互いの意見交換の中で、真剣に考えていくことが重要である。

障害者問題は、人権に深く関係する大きな問題である。ただ狭義の福祉問題としてとらえるのではなく、すべての人の生活に密接に関係する大きな社会問題として認識し、関係部署が連携をとり、解決に向け、動けるシステムづくりが必要であろう。自分としては、誰もが暮らしやすい社会をめざし、まずは、障害を持つ人、持たない人との相互の理解を促すために努力したいと考えている。それが、社会から真のバリアをなくしていく出発点であり、最も大切なものだと信じるからである。



鉄道博物館内の段差解消機（サクラメント）
自分で操作し、電車内部に入ることができる



地下鉄の駅（ワシントンDC）
電車とホームとの間隔、段差がほとんどない



車椅子でも利用可能な公園の砂場（サンフランシスコ）

主催旅行契約における規制について 考え、感じたこと

（横濱国立大学大学院派遣）
財政局財政部契約課

寺澤昌恵

規定が参考とされることになる。つまり、事業者としては、行政的規制に従っていれば他の問題は生じていないのが現状と思われる。

3 学問上の認識と事業者の認識の相違

主催旅行契約において旅行業法・標準旅行業約款の果たす役割は大きく、消費者（旅行者）保護についてもこれらの行政的規制が担ってきたと考えられる。けれども、このことは他の規制手段つまり立法的規制・司法的規制を妨げるものではない。なぜなら国が事業者を規制する行政的規制と事業者と消費者の間の規制は別のものであるからである。行政的規制を私法的効力に直結させることは、現在の法体系のもとでは無理である（注5）。

しかし、2で述べたような現状から、行政的規制以外の規制は必要ないという認識が存在する。消費者取引の適正化に向けて立法化が検討されている「消費者契約法」について旅行業に関する事業者団体から提出された意見書には、主催旅行契約は業法による行政的規制が消費者保護の役割も果たしていることから、消費者契約法による立法的規制は必要ないため、適用除外にすべきである、という意見が述べられている（注6）。

業種は違うが、イギリスにおいて一九七七年に制定された不正契約条項法の適用範囲については、保険契約が除外されている。その背景には、業界内部の自主規制が行き届いているので、法律による規制の必要はない、と主張する保険業界の強烈な口

1 はじめに

二年間の大学院生活の締めくくりは、「消費者契約における不当契約条項の規制について——主催旅行契約を中心に——」と題する修士論文の作成であった。その作成過程において私は、学問上の認識と事業者の認識に相違がある、ということ強く感じた。そこで、ここでは主催旅行契約における規制について考え、両者の相違について感じた点を述べていこうと思う。

主催旅行契約においては旅行業法に基づく行政的規制が大きな役割を果たしている。そして、この規制は他の規制を妨げるものとはならない、というのが学問上の認識である。けれども、事業者にはこれ以上の規制は必要ない、という認識が存在する。したがって、主催旅行契約における規制については学問上の認識と事業者の認識に相違がある、と考えられるのである。（詳しくは2・3で述べる。）

事業者の認識の背景には、実務において現状を維持したい、つまり、現在指針とし

ている規制以外のことを考える事態は避けたい、という考えがあるのではないかと私は思う。実際の業務において現状を維持することは比較的楽である。従って、現在の指針をそのまま保持したい気持ちは理解できる。しかし、現状を維持することが常に最良の道であるとは限らないだろう。自治体行政においても住民の自治意識が広がり、要求の多元化がすすんでいる都市型社会では、今までに指針としてきたものだけにこだわらず、さまざまな方面から「住民のことを考えた自治体行政」を行っていくなければならない。私はそう考える。

2 主催旅行契約とその現状

主催旅行とは（一）旅行業者があらかじめ旅行の目的地、日程、旅行サービスの内容を定め、（二）旅行代金を定め、（三）広告、パンフレット等で不特定多数の者に募集を行い、実施する旅行のことである（注1）。主催旅行は手軽で安価であり特に海外旅行の場合には言語・習慣の違いから苦労して旅行日程を考え、作成する手間を省け

ることから利用者の増加が著しい（注2）。しかし旅行者の増加に比例する形で旅行者がトラブルに巻き込まれたり、苦情が持ち込まれる数も増加している（注3）。

主催旅行契約においては、旅行業者が登録することにより継続的に運輸省の監督下におかれることを定めた旅行業法に基づく行政的規制が、消費者（旅行者）の保護という役割も果たしてきたのが現状である。なぜなら、消費者（旅行者）と事業者（旅行業者）の関係は通常は約款に規定されるが、主催旅行契約においては「標準旅行業約款」（旅行業法第一二条の三に規定されている）と同内容のものを使用しているのが現状だからである。

そして、主催旅行をめぐる状況の変化により標準旅行業約款を改正する必要がある場合には、旅行業法の見直し・改正を行った後で標準旅行業約款の改正が行われているのが現状である（注4）。また、主催旅行契約についての裁判例においては、約款についての司法判断は合理性があるというものであり、主催旅行契約の概念は明確なものが存在しないことから旅行業法の

ピー活動があったとされている(注7)。しかし、その後、EC(欧州共同体)指令(消費者契約における不正条項についての指令)の国内法化である「消費者契約における不正条項規則(一九九四年)」では保険契約が適用範囲に含まれることとなった。昨年、個人データ保護に関するEC指令が、我が国の企業にも影響を及ぼしていることが話題になった(注8)。今後、我が国においても、国際化、グローバルスタンダード(世界的な共通基準)の問題を避けていくことはできないだろう。

4 おわりに

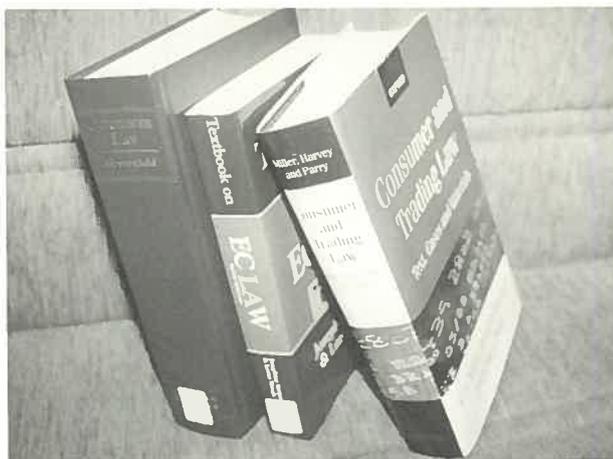
主催旅行契約における行政的規制は基本的に旅行業界の育成・秩序維持を目的としているため、消費者は規制の本来の対象ではない。しかし、消費者苦情が続発する

ような事態は旅行業界の秩序・発展を害することからその是正が行われ、結果として消費者保護の効果も生じたものと思われる(注9)。

そのような行政的規制が大きな役割を果たしている現状のもとで特に問題が生じていないことから、行政的規制以外の規制は必要ないという事業者の認識が存在する。けれども、事業者が主催旅行契約を締結する相手方は消費者であることから、顧客である消費者の視点を大切にすることは重要であり、消費者を本来的な対象としていない行政的規制のみで十分であるという事業者の認識は大きな問題ではないかと思う。同様の問題は、自治体行政についても生じ得るものである。住民に対して行政サービスを提供するという立場から考えると、自治体行政においては、住民の視点を大切にするのを忘れてはならないのではない

か、と思う。

現在の法体系のもとで無理がある認識は、学問上は「正当でない」という評価のみであると感じた。しかし、現状を維持したいという事業者の認識が生じるのも理解できる気がした。業務を遂行しようとするとき、過去、現在、どのようなことを基本にして、どのような方法で行ってきたかを誰もが考えるのではないだろうか。もちろん、今までに基本にしてきた事柄は、長所もたくさん持っていることだろう。しかし、それがすべてではないはずである。今までのやり方のよいところを理解しながらも、特に、国際化やグローバルスタンダードという言葉が頻りに交わされる今は、幅広い視野で物事に取り組みなければならぬのではないかと私は強く感じたのであった。



注1 旅行業法第二条第四項。
 注2 神戸弁護士会「旅行トラブルQ&Aの出版」標準旅行業約款改正に向けての取組(自由と正義 四六巻三三)一七六頁。
 注3 平成九年度に(社)日本旅行業協会本部事務局で受け付けた苦情・相談の件数は二千九百三十二件で過去最高であった。
 注4 平成七年に標準旅行業約款が改正された際には、消費者や弁護士会の意見書が提出された後、運輸省が「旅行業問題研究会」を設置し、その最終報告の趣旨を基に旅行業法が改正された。その後、運輸省は「旅行業約款改正委員会」を設置し、その最終報告書を基本として新しい標準旅行業約款が制定された。山下友信「消費者契約立法の特質と機能」(ジュリス ト、一三九号)五四頁。
 注5 (社)日本旅行業協会、(社)全国旅行業協会「国民生活審議会消費者政策部会中間報告「消費者契約法(仮称)の具体的内容について」に対する意見書」(平成一〇年七月一〇日付)2、(7)は次のように記述している。「消費者契約法の適用範囲について考慮すべきことは、「行政の指導の下に各種業法が実施され、約款が認可制や届出制により規制されている業界」が程度の差はあるものの、消費者保護の立場で対応をすすめている点である。適用の範囲を決定する場合は、「業法が実施されているか否か」を基準にして判断するべきである。」
 注7 道垣内弘人「英国における金融オンブズマン制度」(五法律時報、六四巻三三)五四頁。
 注8 日本経済新聞平成一〇年一月三〇日朝刊。
 注9 落合誠一「消費者の自己責任と公正な市場ルール」

●お知らせ
 「第13回「地方の時代」市町村シンポジウム」Part3「地方分権」政策実現シンポジウム」
 テーマ
分権時代の市民と自治体

- 日程 二月九日(水)
- 会場 《全体会、第一・二分科会》川崎市高津市民館(〒二二一〇〇〇)川崎市高津区溝口一四一ノクテイ2二階 《特別分科会》かながわサイエンスパーク(〒二二一〇〇〇)川崎市高津区坂戸三二二一
- 全体会(一〇時一五分～二時〇〇分)
 ◎鼎談「二一世紀の地方政治」(大政治(おおせいじ)と「小政治(こせいじ)」)
 上原公子(東京都国立市長)／石川真澄(新潟国際情報大学教授)／高橋進(東京大学教授)
- 分科会(一三時一五分～一七時〇〇分)
 ◎第一分科会「応答政府に向けて」パブリック・コメント手続は、自治体をどう変える!? (コディネーター) 辻山幸宣(中央大学教授)／川崎市地方分権推進研究会委員長(加藤恵美(早稲田大学大学院/川崎市地方分権推進研究会委員)「パネリスト」北村喜宣(横浜国立大学助教授)／川崎市地方分権推進研究会委員)／中村征之(朝日新聞大阪本社編集委員)／三木由希子(情報公開クリアリングハウス室長)／大石田久宗(東京都三鷹市コミ ユニティ課長)
- ◎第二分科会「市民社会のタフネス・デザイン」市民主導のまちづくり(コディネーター) 鳴海正泰(関東学院大学教授)／小玉貴子(社)川崎地方自治研究センター)「パネリスト」村橋克彦(横浜市立大学経済研究所)／斎藤睦(地域総合研究所主任研究員)／佐久間保(福岡県三春町住宅研究会)／千葉美佐子(川崎市参加型福祉研究会事務局)《事例報告》かわさき市民アカデミー／川崎市宮前区市民健康の森構想検討委員会
- ◎特別分科会「地域経済の振興とベンチャー企業育成・産業創造」(総合司会・コディネーター) 原田誠司(那須大学教授)／久保孝雄(財)川崎市産業振興財団理事長)《基調講演》藤原一(東京大学名誉教授)／平尾光司(社会基盤研究所社長)「パネリスト」石川久雄(富山国際大学教授)／妹尾堅一郎(慶応義塾大学助教授・知的資産センター副所長)／塚本芳昭(東京工業大学教授)／山田真次郎(㈱インクス社長)《事例報告》林成奎(大韓民国安山市長)／渡辺勉(岩手県花巻市長)／若嶋武胤(川崎市総合企画局長)／小泉幸洋(川崎市経済局副主幹/アメリカ合衆国・シリコンバレー駐在員)

二年目を迎えた シリコンバレー派遣事業

経済局産業政策部国際経済担当副主幹

小泉幸洋

川崎市がシリコンバレーへ職員の長期派遣事業をスタートして約一年半が経過しました。本稿ではこの派遣事業で具体的にどのような業務をしてきたかを報告します。

シリコンバレーとは どういうところか

シリコンバレー地域は、半導体やパソコン、インターネットなど情報通信に関連した産業分野では、世界の最先端を走る企業がたたくさん集まっている地域です。最新の技術情報や才能豊かな人材が世界中から集まっているだけでなく、次から次へと新しい企業を生み出す仕組みと風土が備わっている地域でもあります。米国内はもちろん、世界各国からこの地域が注目されています。インターネットやコンピュータネットワークなどに関連した技術や新しいビジネスのモデルは日進月歩で変化しています。新しい技術と市場に対応していくためには、企業内革新だけでは限界があります。今まで誰も考えもしなかったアイデアや技術を事

業として起こしスタートアップする起業家がシリコンバレーにはたくさんいます。やむなく失敗する企業もありますが、その中のいくつかは大きく成長をし、新しい雇用を生み出し、地域全体を成長させながら、その中でたえず産業の新陳代謝をしています。

これは、単に起業を志す人がたくさん集まっているというだけでなく、①起業家に資金を提供する投資家、②起業家に実践的・適切な助言をする専門コンサルタント、③起業家のマインドや経営を教えたり、技術移転を支援する大学やカレッジ、④起業家とともに一旗揚げようとする優秀な技術者や経営管理者、⑤事業に失敗した人も含めて新しいことにチャレンジすることを尊ぶ風土とコンセンサス、⑥人材や技術の交流が容易な仕組み、⑦企業と地方政府との協働的な姿勢、⑧暮らしやすい環境、などが総合的に形成されているからです。このような地域としての集積は全米はもとより、全世界でもここだけであるといわれ、注目を集めている所以です。

シリコンバレーで何をしているか

さて、このシリコンバレーで私はどんな活動をしているのかについて簡単に紹介します。

この派遣事業での私の活動は、①現地における産業・経済関係の情報収集、②川崎市内の企業経営者を中心とする方々に対する情報発信、③川崎の中堅・中小企業とシリコンバレーの企業の橋渡し、④川崎市という高度な産業集積地を米國に宣伝紹介し、本市への企業誘致など大方、四項目に整理されます。

どんな情報をどのようにして 収集しているか

最初にあげた「情報収集」という点では、シリコンバレーにおける公的な機関の産業支援の仕組みといった行政面で役立つ情報と、現在シリコンバレーで注目を集めているビジネスの動向やシリコンバレー流の経営管理など企業向け情報の両面から収



帰国後に地元企業関係をまじえてシリコンバレーセミナーを開催

集しています。行政に関連した情報としては、地方政府の産業基盤整備や非営利団体による企業育成プログラム、大学やカレッジなどが実施している産業との連携プログラム、などについてヒアリング調査を行っています。

我国の中小企業支援メニューと大雑把な比較をしてみると、市役所など地方政府の直轄的な支援メニューは少なく、むしろ大学、カレッジを含めた多様な非営利団体が実践的な経営セミナーや企業カウンセリン

グ・経営指導プログラムを実施している点や、ビジネスに係わる人々が積極的に交流できる場を提供していることなどが大きな相違点のようです。

新しい産業や企業の動向については、先に述べたセミナーやコンベンションに出席し情報収集に努めています。ここシリコンバレーでは毎晩でも各種のセミナーが開催されており、その気になればいつでも参加できます。最近ではインターネットを活用したサービスや商品の提供、関連したソフトウェアの開発などが新しいビジネスとして注目されていますが、このようなビジネスで急成長した企業の創業者や関連するソフトウェアを開発しているエンジニアなどによるホットなテーマのセミナーが開催されています。現実に何百万ドル以上の利益をあげている経営者から生の話がきけるといふのはとても刺激的なことです。また、このようなセミナーに出席していると、後日の訪問や別の場所での話を聞いたり、多くの人や機関と知り合う機会にも恵まれ、その次の情報収集につなげやすい環境が作れることです。私自身の語学能力や専門技術情報などの不足から百分理解できないという問題はありますが、新しいビジネスモデルや経営スタイルなどを知るには格好の場所です。

集めた情報をどのようにして発信しているか

インターネットというのは海外で生活していると非常に便利な道具で、私も集めた情報は電子メールを活用して配信しています。川崎市産業振興財団の協力による「メ

ーリングリスト」というツールもそのひとつです。現在二〇人ほどの市役所職員がメンバーになっていますが、このメンバーリストの全メンバーに向けて一斉に情報を流しています。現在は経済局の職員が中心となっておりませんが、私がシリコンバレーでヒヤリングしたりセミナーに参加して得た情報を適宜送信し、情報の共有化を図ることができます。また、川崎からの情報もこのメンバーリストを通じて入手できるので海外に一人であるという疎外感もなくなり助かります。

市の職員以外に川崎市内の企業経営者を中心にシリコンバレーに興味を持つ方にも「シリコンバレー・レポート」と題し、情報を配信していますが、現在は百企業を超えており、今年一月からすでに二十六回のレポートを発信しました。この内容については<http://www.kipcc.or.jp/report-siliconvalley/index.html>に掲載してあります。

自分で体験して分かったことですが、海外から電子メールで企業経営者達と情報やりとりをしていると、実際に顔は合わせなくても有意義な情報交換ができるという思わぬ効果があります。

また、シリコンバレーでの産業支援システムなどの整理をした情報は川崎市産業振興財団の協力を得て、同財団のホームページ<http://www.kawasakinet.net/sbk/scv/>に掲載してあります。

情報発信は、前記のインターネットによる方法のほか、本誌面をはじめ、経済局、産業振興財団で発行する機関紙やニュースレターなどにもレポートしています。

私のシリコンバレー駐在は、三カ月の現

地滞在ののち、一カ月の川崎滞在を概ねのサイクルとしていますが、川崎に戻るとシリコンバレーセミナーなどを開催し、民間企業に情報提供を行います。このセミナーには、その都度シリコンバレーで活躍する人物を川崎に招いて、最新情報を語っていただきます。これまで五回開催しましたが、よりホットな情報を求めて、毎回一〇名前後の方々の参加を得て、好評を博しています。

シリコンバレーと川崎の企業をつなぐ

活気に満ちたシリコンバレーは、企業経営者やエンジニアにとってケタはずれに学ぶことが多い地域です。その気になればビジネスチャンスもたくさん得られるところです。大手企業は自前の駐在事務所や研究所を設け果敢に活動しています。この派遣事業の狙いのひとつは、そうした大手企業ではなく、川崎市の中堅・中小企業をシリコンバレー地域と結びつけるきっかけを作ることです。

また、川崎に本拠を置く企業がシリコンバレーに事務所を開設するとかビジネスパートナーをつくるまでに発展した事例はありませんが、シリコンバレー流の経営を学びたい、シリコンバレーでは如何にして新しいビジネスが生まれるかを学びたいというグループや企業を現地案内した事例はいくつかあります。私はこれまでに、多くの産業団体や中小企業経営者の研修ツアーや現地視察をお世話しました。そして、できる限り中味の濃いツアーとなるように、研修先の選定やアポイントの取り付けなどの

サービスに努め、シリコンバレーの生の雰囲気を感じ取り、次のステップに役立てられることを期待しています。

米国で川崎市を売り込む

川崎市を米国の企業関係者に知ってもらい、川崎市への企業誘致を進めるといふこともこの派遣事業の目的のひとつです。まだ企業誘致を本格的に実施するには至っておりませんが、当地で行われるセミナーや企業訪問で出会った経営者などへ積極的に宣伝をしているところです。昨年、規模はさほど大きくはありませんが、日本に進出を検討していたソフトウェア開発関連のベンチャーと知り合いになり、KSPのスタートアップビルへの入居をお世話することができました。

おわりに

この事業も一年半を経過しましたが、日々試行錯誤を繰り返しながら、活動を続けています。シリコンバレーが非常にオープンな雰囲気があり、貴重な情報や人に巡り合いやすい場所であること、日本の企業関係者が大いに注目する地域でもあることもあって、ようやく成果らしきものが上ってきました。またインターネットや電子メールの普及により海外にいても情報の受信や発信に不便を感じないというのが実感です。まだ活動には不十分などころがあります。川崎がシリコンバレーのように活気に満ちた産業都市となるよう、微力ながら努力していきたいと思っております。

友好交流から政策交流、地域の国際化へ

総務局交流推進課

小田切督剛

大韓民国富川（プチョン）市は、首都ソウルと港湾都市仁川（インチョン）の間に位置する、人口八〇万の都市である（人口規模では韓国で一〇番目）。川崎市と富川市は一九九六年一〇月二日に「友好都市協定」を結んだ。一九九七年八月二十八日には「職員相互派遣協定書」が、一九九八年三月三日には「実務協定書」が結ばれ、同年五月から相互派遣が始まった。一九九九年四月から二人目の派遣職員として働いている立場から、派遣制度の目的と業務内容を紹介し、自治体の国際政策における役割を考える一助としたい。

1 職員相互派遣制度の目的

「実務協定書」は第一条（趣旨）でその目的を「相互理解と信頼を増進し、友好親善交流を担う人材を育成するため」と謳っている。任期は一年。一九九九年七月現在で日韓自治体の友好都市等の交流は八二件あり、韓国へ派遣されている日本の自治体職員は二七名いる。そのうち一三名が川崎のような相互派遣職員である。また富川市

は川崎市以外に、姉妹都市である中国・ハルビン市とも一九九六年から相互派遣を行っている。派遣職員は勤務時間内外にわたるさまざまな役割を果たしているが、主な業務は情報収集・提供と各種交流事業の支援、そしてそれらの経験を今後の交流企画へつなげることといえる。

2 派遣職員の業務

情報収集・提供

情報収集・提供には、川崎をはじめとする日本国内の情報や富川に伝えること、富川の情報や川崎へ伝えることがある。交流が深まるにつれて友好交流から実効性のある政策交流への転換が必要になってきているが、派遣職員は政策交流を橋渡しする役割をになっている。

(1) 日本の情報

富川市の各部署から依頼を受けて、さまざまな施策の調査、さらに資料の翻訳を行う。依頼は電話一本で急に飛び込んでくるが、どれも貴重な交流機会と考えて積極的に受けている。

派遣職員は経済通商局国際通商課に属しているが、実際の分野は経済にかぎらず多岐にわたり、また調査対象も川崎市はもちろぬ、市・県・国などの各層行政機関から商工会議所その他の民間団体まで幅広い。どんな組織がありどのような業務を行っているか、基礎的な知識が必要である。問い合わせ先を探して資料請求し、届いた資料を可能なかぎり翻訳して日本語の原本コピーと共に渡す、という形が一般的である。

「道路清掃の民間委託方法」「食品関係営業施設に対する行政処分」「ものづくり支援施策と川崎異業種交流研究会」など四月から七月まで主なもので六七件の調査・翻訳を行った。調査のたびに川崎市その他の該当部署に連絡し資料提供をお願いしているが、どの部署も非常に協力的で富川の方々にも喜ばれている。この場を借りてお礼を申し上げたい。

今後の課題は、重複した問い合わせを避け、より具体的な政策交流へつなげることといえる。すでに富川市は一九九七年に韓国初のオンブズマン制度をはじめするなど、実績を積んでいる。川崎市資料のデータべ



ースを作つて庁内LAN「Handy Office」で検索できるように作業を進めており、九月から「海外情報資料室」として一部提供を始めた。

ところで、川崎市の資料の多くは年号を元号のみで表記しているが、元号は日本国内でしか通用しない。たびたび尋ねられ、西暦を書き加えているのが現状である。せめて西暦併記を原則化する必要があるだろう。

(2) 富川の情報

市役所内の各部署や市内各種施設を巡回し訪問調査を行っている。富川市は三つの区役所のもとに「町」単位の出張所として三五カ所の「洞事務所」があることなど、制度的な部分から習慣・職場風土に至るまで川崎市とはさまざまな違いと共通点がある。韓国の地方自治制度や富川市の概況についての日本語資料はほとんどないのが現状だが、本誌第四号や一九九七年度海外派遣研修第二部

報告書にも一部掲載されているのでご参照いただきたい。別に機会があれば報告したい。

3 派遣職員の仕事

各種交流事業の支援

友好都市交流において「顔の見える交流」が重要なことはいままでもない。しかし直接訪問する機会はなかなかないのが現状である。一回一回の訪問交流を貴重な機会として成功させていくために、積極的に協力している。

(1) 行政交流

一九九九年七月、富川市の元恵栄（ウォン・ヘヨン）市長をはじめとする三〇名が川崎を訪問した。一九九六年二月の李海宣（イ・ヘソン）前市長の来川、同年一〇月の高橋市長富川訪問に続くものである。高橋市長との会談、KSPで開かれた「第一二回先端技術見本市・テクノトランスフォー一九九 かわさき」での富川市特別部品展の開催、川崎・横浜での富川市投資セミナーの開催、市内主要施設の訪問、川崎地方自治研究センター主催の交流関係者との懇談などが行われた。一九九八・九九年度派遣職員が両市で企画や事前調整、関連資料の翻訳、通訳などの役割をこなした。

首長訪問だけでなく、現場で働く職員による具体的な政策交流が一層重要になっている。九月には富川市交通行政課の職員が川崎市建設局・環境局などを訪問調査した。地方自治研究センターに事前調査や資料収集を行い、派遣職員が同行して通訳をこなした。

富川市には職員が日本語を学ぶ場が三つあり、派遣職員も積極的に参加している。総務課で週二回実施している「日本語教室」の初

級クラスと中級クラス、週一回の職員自主研究グループ「日本語研究会」がある。言葉を通じて文化交流の土台を作るだけでなく、人間的なつながりを広げる場へ発展している。

(2) 市民交流

川崎では国際交流協会や地方自治研究センターといった団体が市民交流をこなしているが、富川にはそうした団体がなく、行政が市民の自主的な交流を活発に行われるよう支援している。交流を希望する市民から相談を受け、交流先を探して相互の連絡を助け、訪問交流の際には通訳として同行する。市内の中学・高校や地域のテニスクラブなどさまざまな相談があり、ニーズの高さを実感している。一九九三年から恒例となっている地方自治研究センターの訪問団が八月に来た際には、川崎区桜木商店街と提携している遠美富興市場や桜木小学校の姉妹校である富川北初等学校、幸区のNGO「滞日外国人と連帯する会」と交流のある「富川外国人労働者の家」などの訪問をコーディネートした。

4 より着実な交流に向けて

(1) 言語学習・情報交換のインフラ整備を

言葉は行政交流や市民交流の土台といえる。言葉がわかれば、交流事業の協議から日常の他愛ないやりとりまで、共有できることが飛躍的に広がる。富川には高校や大学の第二外国語で日本語を学んだという方が多い。川崎でも、職員研修はもちろんで、市民も自発的に学べる場を整備し、自主的な交流グループ作りを支援する必要がある。さらに、日常的な情報交換や交流事業の推進には、電子メールなどのインフラ整備が

欠かせない。日韓両言語を扱える通信ソフトを双方で整えていきたい。

(2) 富川市からの派遣職員と交流を

本制度は相互派遣であり、富川市からの派遣職員は総務局交流推進課に属している。単に行政制度を学ぶだけでなく、人間的なつながりも作れるよう、ぜひいろんな機会を作って積極的に交流してほしい。韓国の行政制度その他を知りたい時に聞くこともできる。川崎市からの派遣職員も、できるだけ多様な交流を図っていくことが望ましい。現在は対象を事務吏員・技術吏員に限っているが、拡大すればより幅広い交流ができるだろう。派遣職員の結果を生かす仕組みづくりも今後の課題である。

(3) 国際交流と内なる国際化の連携

行政交流と市民交流の連携を

自治体の国際政策は社会環境の変化につれて広がり、現在は国際交流と国際協力、自治体外交、内なる国際化（外国人市民施策）の四つに整理されている（内なる国際化以外を総称して自治体外交と呼ぶ場合もある）。国際交流と内なる国際化はそれぞれ独自の経緯を持って発展してきたが、本来はどちらも「地域の国際化、意識の国際化」という共通の目的を持っている。特に富川との交流は、距離が近く行き来しやすいこと、また歴史的な経緯から朝鮮半島にルーツをもつ多くの市民が在住していることから、他の都市交流とは交流の質が自然に異なってくる。

二〇〇二年のサッカーワールドカップ日韓共催は、国際交流と内なる国際化の連携、行政交流と市民交流の連携を強めるために重要な機会である。交流推進課と地方自治研究センターの連携や交流推進課のマネジメント機能を充実させる契機にもなるだろう。両都市

の友好交流から政策交流、地域の国際化、さらには東アジア次元に視野を広げ、平和をひらく交流へと一層発展させていきたい。

● 富川市の組織（一九九九年九月現在）

市長	（局相当）
副市長	区役所（遠美区・
秘書室	素砂区・呉亭区）
監査室	総務課
広報室	市民奉仕課
行政支援局	地域経済課
総務課	社会福祉課
会計課	環境衛生課
体育青少年課	建設課
情報管理課	建築課
企画予算課	保健所（遠美区・
企画事務局	素砂区・呉亭区）
税政課	水と緑事業所
賦課1課	水道行政課
賦課2課	水道施設課
徴収課	浄水課
経済通商局	下水課
企業支援課	（課相当）
知識産業課	○ 農産支援事業所
国際通商課	○ 清掃事務所
失業対策総括課	○ 市立図書館
福祉環境局	○ 北部分館
市民福祉課	○ 都市開発事業所
女性福祉課	○ 施設事業所
文化芸術課	○ 車両登録事業所
環境衛生課	
緑地公園課	
建設交通局	
都市課	議会事務局
道路課	
交通行政課	
建築課	

農業を担う私たちの活動

あかね会
坂本洋子

川崎の農業をになう女性の会として平成九年五月に「あかね会」が発足しました。野菜・果樹・花き・酪農・養鶏・養豚と職種は異なりますが、会員は二〇名(二〇代〜五〇代)です。川崎は南北に細長くなっている上農家の母ちゃん達の会というのになかったため、会員同志も初めて顔を見ることが多かった。今まで農業に関しては男だけで処理されていたし、女が何か言おうものなら「あの出しゃばり嫁が」と言われるだけ。今でもその考え方は残っている。農業が他の産業に大きく遅れた原因の一つは女性の力を軽視しすぎたせいだと思う。横浜・ゆめ・ファーマー認定から一年遅れて「あかね会」ができた。

九月に初めての試みとして、川崎市内の消費者団体役員との話し合いを持った。女性同志また同じ消費者として通ずるものがあった。時間の関係でもあまりつっこんだ話はできなかったが、これを機に交流を続けることにした。

平成一〇年度は時間もたつぷり取って消費者の方と話し合いを持った。全体会だけは発言できない人も出てくるので分科会に分かれて話し合った。川崎南部からは直売場の設置要望が出た。問題が大きすぎて「あかね会」だけでは無理だが、なるべく実現できるように働きかけをしていくことになった。また学校給食に地場野菜をとという意見が出たが、麻生区の一部で自校献立として実施している学校もあるが、川崎全部には生産が追いつかない。栄養士の対応が一致していないなど難しい点がある。

二月には初めてのフォーラムを開いた。会員から三名、消費者から一名のパネラーが出て土作りを共通のテーマとして、果樹・野菜・酪農を通しての経営の問題点や現状の説明等を講師に久保田祐子氏を招いて活発な話し合いができた。

平成一一年度は福田牧場から羊を連れて来て(この日のために暑いのに羊はモコモコのままでいた)羊の毛刈りの実演・山羊の乳搾り・羊毛を洗ってタデアイで草木染め・糸を紡ぐ実演まで行った。また、六月には梅雨の晴れ間をぬって消費者の方とジャガイモ掘りをした。会が出来てまだ三年目ですが、会員のやる気は男性顔負けの実

行力があります。

川崎ファーマーズマーケットのグループの中であかね会のホームページがあります。私も坂本農園で毎月更新していますので是非アクセスしてください。

<E-mail> y.s.akamoto@kawasaki-net.ne.jp
<URL> <http://www.kawasaki-net.ne.jp/fm/sakamoto>

坂本農園ホームページ

http://www.kawasaki-net.ne.jp/fm/sakamoto/

坂本農園ホームページ

洋子のひとり言
黒川の山野草

我が家のアイドル 最近の我が家の畑

大根畑
大きな大根が育ちました。三週間も続く観光農家のイベント
高温の日が続いたので
大根は育ち過ぎ
11月にここ分は食えて帰って帰るのは大変
毎年異常現象に泣かされる。この時期の大根作りはこりごりだ

ハクサイ畑
道行畑・園物の玉環ハクサイ
高温が続いたのでハクサイの収穫に遅れつづけた
アブラ虫が多くてバイラスも出たが今の所悪化はしていない
坂本 洋子 y.sakamoto@kawasaki-net.ne.jp

川崎市麻生区黒川2-4-5
電話 044-986-2250

DOWN

「健康づくり宮前区のつどい」市民と職員の双方向の展開から

宮前区役所保健所健康課主査（保健婦）
大森ちよ寿

健康づくり宮前区のつどい」を準備会形式で

宮前保健所では共通の健康問題を持つ住民、例えば高齢者介護、脳卒中後のリハビリ、成人の食・運動を通しての健康づくり、ボランティア等自主グループの活動を支援している。各グループは職員との協力関係にあり、学習場面として有効であるが、健康問題を異にする他のグループとは交流がなく一般住民にも知られていない現状にあった。これらの健康づくり支援の業務を地域の人々にも知らせ、地域の社会資源にもつなげる活動にするために従来から行っていた「健康づくり宮前区のつどい」（以下つどい）を活用することを考えた。そこで保健所がかかわるグループの代表からなる準備委員会を組織し、共に企画運営をすることで従来支援してきた健康づくり自主活動の集約ができるのではないかと平成九年度はつどいの運営方法を大きく変えた。

健康づくりグループは、図1のように成人の健康増進を目的にした運動・食生活を学習実践するグループや子育てを通して仲間づくりまた子育て情報紙を発行するボラ

ンティアグループ、中途障害の人のリハビリグループ、家族を介護している介護者の会、それらを支えるボランティアの会というように会の持つ健康問題や世代は様々である。そのグループのメンバーで準備委員会を組織し、お互いに知り合いになつてもらい、つどいでは会活動をまとめたものを発表してもらう場にしようと職員側は当初考えて提案した。

実際にはつどいの内容は保健所の提案とは異なるものになったが、この準備委員会方式をとったことで職員も会のメンバーも大きな学習と今後の方向を得ることができたので、ここに報告したい。

準備委員会の経過と委員会参加者の反応

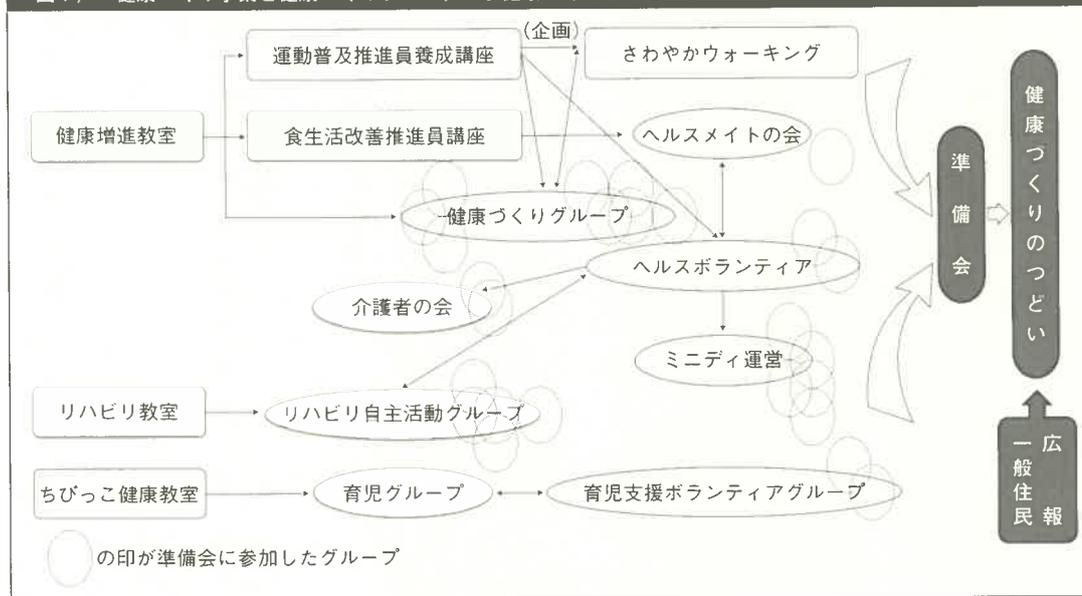
つどいまでに四回の準備会を終了後に反省会を持った。（次頁、表1）

初めての試みなので、各グループにつどいの準備委員会への声かけをふだんグループ活動を支援している職員が事前に行い、依頼の手紙を郵送した。準備委員会第一回目の日は何人集まってくれるかとドキドキしながら待ったところ、ほとんどの会から

参加があり出席できない会からは欠席の連絡が入った。保健所の声掛けに全部のグループから答をもらうことができた。日常のグループ活動への支援が裏付けにあったと考えられる。しかし、第一回目の保健所の提案に対しての参加者の反応は「自分達のグループは健康づくりの会には該当しない

と思う」「似たような集まりは福祉ばるや区民フェスタにあり、今なぜ保健所がこういう提案をするのか？」以前、歩く会を作った時、初めは保健所が手伝ってくれたが、途中で自主的にと言われ職員の協力が得られなくなった。職員の転勤で対応が変わってしまうのではないかと心配だ。」等々、この呼び掛けに対する意見が出され保健所の真意を問いただす雰囲気があった。意見交換をするうちに、お互いのグループの課題が地域として集約されることや世代の違うグループとの交流に関心が寄せられ、自分達のためではなく保健所や自分達の活動を知らない他の人のためにつどいをする意義がはつきりしてきた。意見が飛び交った後、「ようやく雲が晴れてきた。」ということで、第二回目の準備会の日程を決め、第一回めが終わった。職員は参加者の積極的な姿勢と行政へのありのままの意見に反応の良さを実感し、これらの意見を大切にしなければと気持ちひき締まった。会で出された意見を修正することなく委員会ニュースを作

図1) 健康づくり事業と健康づくりグループから健康づくりのつどいまで



の印が準備会に参加したグループ

表1) 準備委員会の進行

各グループに、担当職員からついで準備委員会設立の打診
 ↓
 (会に手紙で呼びかけ)
 ↓
 第1回準備会 … 健康づくりのつどいと準備委員会の説明
 ↓ H9. 10. 29 参加者と各会活動の自己紹介
 (準備会ニュース郵送)
 ↓ キャッチフレーズ
 第2回準備会 … 「来て見て、楽しむ健康づくりのつどい」
 ↓ H9. 11. 26
 (準備会ニュース郵送)
 ↓
 第3回準備会 … つどいのテーマ
 ↓ H10. 1. 14
 (準備会ニュース郵送)
 ↓
 第4回準備会 … 各部署の役割分担
 ↓ H10. 2. 4
 (準備会ニュース郵送)
 ↓
 健康づくりのつどい206名が参加
 ↓ H10. 2. 16
 反省会 … 準備委員会形式についての意見
 ↓ H10. 3. 4
 (反省会ニュース郵送)



り、すぐ郵送した。

第二回目以降は参加委員は都合で入れ替わることはあっても、つどいの具体的な進め方を話し合うことができ、毎回活気ある討論が行われ、つどい当日を迎えることができた。

つどい当日には準備委員会に加わったグループから運営スタッフが出て、各部署を運営した。利用者の反応や出足を心配するようすは既にグループの人々のつどいであることを感じさせられた。二〇六人の様々な世代の人の参加があった。

終了後の反省会では準備委員会形式で行ったことについて様々な意見が出された。以下にまとめる。

・最初はいつもの会議と同じようなメンバーなのでどうなるかと思っていた。保健所は今まで集まっていた福祉の会議とは目的が違い、健康づくりということでは話す内容も違った。いつもと違う会議になった。自分達のために自分達で楽しめた。今はつどいにかかわれてよかったと思う。できあがったつどいが活発だったし、つどいに参加した人が「来てよかった」という気持ちで帰ってくれた。

・準備会で言いたいことを言ったのがよかった。一回目の準備会の時、保健所側の思いと違ったことが、言いあえたことが、きつかったけどよかった。それを保健所が受け入れてくれた。準備会が終わるとすぐ、「ニュース」が送られてきて、そんなことにも保健

所の意気込みをすごく感じた。行政主導でないのがよかった。準備委員会そのものが大事だった。

・準備会は大変だったが、それ以上のものがあった。準備委員会に参加したことで知り合いが増えていくのがよかった。これからも付き合い続けられるような何かが欲しい。

準備委員会形式を成功に導いた要因

成功に導いた要因を考えると、前述の反省会での委員の発言に集約される。委員会が行政主導ではないことが委員に伝わり、自分達で決められるという思いで参加でき、参加意識を高めるのに役立った。また委員会に参加することで、参加委員は個人的にも知り合いを増やし、所属するグループ活動を超える学習の機会になった。

さらに、第一回目から多くのグループの参加が得られたのは、日々のグループ支援の積み重ねで、基本的には保健所が信頼されていたためと考える。

つどいに携わって学習したこと

参加者個々人が本来持っている力を引き出し、発言を尊重しあうことは、時間はかかるが、行政側からの押しつけではなく、住民自身が主体的に考え決定に至る本当の力として育つことがわかった。「準備委員会そのものがよかった」という委員の皆さんの意見に職員は力づけられる思いである。一方的な行政側からの情報発信ではなく、共に考える体験に、職員はふだんのグループ活動支援以上の交流を深めさせてもらえた。日々の仕事で感じている課題をあ

りのままに知らせることで一緒に考えてもらえること、そして地域で活動している人々の行政に対する期待も感じた。今後も潜在する地域の人々の声に気づき、引き出しつないで、地域の健康課題と取り組んでいきたい。

平成一〇年度もつどいを準備委員会形式で行った結果、九年度よりも多くのグループが準備委員会に関与し、一日をかけて三〇八人が参加するつどいとなった。

準備会を通して、各グループが世代間で交流しあうことの素晴らしさを体験できている。その結果参加委員から世代を越えた交流の場をつくるために「だれでも広場」が提案され実現した。現在月一回の定例開催の日には乳幼児、高齢者、ボランティア等が集うようになった。



生活保護のケースワークに携わって見えてきたもの

宮前区役所区民福祉部保護課(ケースワーカー)

萩田 真

私は宮前福祉事務所保護課に勤務して四年目を向かえることになりました。その間、生活保護のケースワーカーとして仕事をしてきましたが、そこで悩み困ったこと、そしてそこから見えてきたものなどについて述べたいと思います。

私が新任ケースワーカーの頃最も困ったことは、ケースの方々への対応の仕方でした。彼らは、さまざまな理由で生活保護を受けざるを得なくなっているのですが、特に病気や障害を理由に働けなくなつて生活が困難になった人達に対して、どのような気持ちになつて接し、かつ自立を目指すように助言や指導をしていけばよいのかと思ひ悩みました。

生活が困窮するに至るまでには、さまざまな事件や出来事が関係しており、またその方達の生まれ育つた生活環境にも大きく左右されているものと思われまふ。そのような境遇に置かれることなく、幸にも人生経験も少ない私が果たしてケースの方々へ助言や指導をして説得力があるのかと不安でした。

案の定、「あなたのような若い人に何が分かるのか」と怒鳴られたこともありまし

た。また自分の何気ない言葉で相手を傷つけてしまったこともあったと思います。

そのような悩みに対して、確かに人生の経験という点ではどうしようもないのですが、それを補うための解決策として、私なりに心掛けてきたことをいくつか紹介したいと思います。

まず、話をよくきくことです。ケースの人達から心身の具合について訴えがなされた時に軽く受け流していたら、実はかなり重症で後で大きな騒ぎになったことがありました。忙しいからといって粗雑な対応をしていると後で痛手を負うものだと実感しました。また、話をきいてもらうことで気持ちが悪くつき、解決することもよくあるのです。相手の訴えに耳をよく傾けることが大切なのだと思います。以前に職場の先輩から、ケースの人達の世間話をきくことも仕事のひとつだと教えられ、反省しました。マニュアル通り機械的に判断して指示するのではなく、じっくりとケースの方々の立場になつて話をきいて指導指示することが、相手の気持ちを落ちつけ、問題解決を促し、またそのようにしていかないと本当の気持ち



ちや状態がみえてこないものだと思います。

次に、自分の目でみて確かめることです。福祉事務所には時々苦情の電話が入るのですが(例えば申告とは異なる就労状況や車の保有、飲酒やギャンブル等の不節制な生活態度など)、このような苦情は大体当たっていることが多く、指導指示が必要になってきます。しかし実際に我々が目撃したものでない限り裏づけがなく、指導指示をしてもあまり説得力はありません。たとえ証拠となる資料があつたとしても、その現場をみるのが最大の証拠となるのだと思います。例えば働いているはずのない生活保護受給者が働いているとの苦情に対して、早朝出勤する場面を見張る試みをしたことがありますが(私ではないのですが)、相手を納得させるためには自分の目でみて確認することが大切なのだ、その時改めて実感しました。

またそれに関連して、家庭訪問をこまめにおこなうことも大切です。家庭訪問はケースの人達の生活実態の把握をする上でしなければいけない仕事のひとつなのですが、

その他に別の効果があると私は考えます。それは普段色々文句をいう人でも、その家庭を訪問することで意外にも喜んでもらえ、信頼関係を築くことができることです。信頼関係ができることによって、助言や指導を自信をもってすることが可能になり、仕事もやりやすくなるのだと思います。

最後に、医療機関や保健所と連携して、組織的に対応していくことです。ケースの人達にとって、それぞれの機関がバラバラのことを言っていると困惑してしまうであろうし、また指導指示の足並み揃うことによつて、その効果が生まれ、ケースの方々へ納得してもらえらるのだと思います。我々ケースワーカーにとつても共同でケースの人達に対応してもらつて、負担が軽くなり、一人で悩むことが少なくなるのだと思います。

このように日々悩み、周囲の先輩諸氏に助けられ、そして創意工夫をしながらケースワークという仕事をおこなっているのですが、ケースの方々是我々の想像をはるかに超える人生経験を有し、考えさせられることが多くあります。以前にある研修で、講師である先輩ケースワーカーがこの仕事をして得たものとして、「ケースを通じて人間のいやらしさとか、おもしろさとか、空しさなどいろいろなものに出会うことができる。また社会的な問題とも直接出会うことができ、物ごとをみる目が広まった気がします。」と言っていました。その時は面白いことをいっていると思ひ、数多くあった研修の中で、その言葉は頭に残りまして見えてきたものはまさにその通りだと感じています。

「疑り深さ」も大切に

共同通信社川崎通信部

山下憲一

「世の中つてのは結局、声のでかいヤツが勝つんだよな」。以前、少々嫌なことがあり、酒を飲んでこんな台詞を吐いた記憶がある。今でもあまり好きな言葉ではないが、的を得ている面もあると思う。企画を通し、人手を確保し、経費を引き出す。さらに周囲の協力を取り付け、成果をアピールし、評価を勝ち取る。携わる分野に関わらず、物事を成し遂げるには厚かましさが必要だ。ご存じのように、声の大きな記者も多い。

反面、小さく聞きづらい声を軽く考えていると痛い目に遭う。例えば大都市の選挙では、老練な選挙参謀が「無党派はどこにいます」と頭を抱え、開票日に下馬評があつさり覆る。「声なき声」は厳然と存在し、思いがけないタイミングで力をふるう。どうすれば聞き取れるのか。これは選挙屋さんだけでなく、行政マンや記者にとっても永遠の課題といえる。

取材の現場でそんなことを考えることも多い。今年春、横浜から川崎に移って以降では川崎公害訴訟の和解の際だった。昨年

一審判決や各地の判例を追い風に、国側の軟化を見切った弁護士。訴訟の長期化が招いた原告の老齢化を考えれば、判決を待たずに早期解決を図るのは現実的な選択だった。将来にわたる環境対策を国に約束させ、弁護士は「勝利の和解だ。国を動かした」と胸を張った。「子供や孫にだけは、自分のような目に遭って欲しくない一心だった」という原告の切実さも分かる。

ただ「言いたいことはもつとあるはず」とも疑った。工場煤煙が降り注ぐ中でがむしゃらに働き、高度経済成長を支えた人々が若くして体を壊す。夫が大黒柱の立場を失い、妻が流産を繰り返すうちに、鬱屈した思いが家庭を崩していく。裁判所に提出された陳述書などを読めば、次世代への配慮などではない個人的な怒りが透けて見える。提訴からの十七年間、そして和解という結末を、彼ら、彼女らはもつと複雑な思いで見つめているのではないか。勝手ながら、そんな想像をした。

しかし、取材時は和解の内容や日時が詰りが最終段階に入っており、ネタを求めて

競い合うマスコミに対し原告・弁護士幹部の口は重かった。直前の原告団総会も非公開。それならばと、原告一人一人の自宅に電話すると、「裁判？ そんなもの知るか。うるさい」とがちゃり。足を運んで趣旨を説明しても、「うちは結構。なぜ？ どうしても」とバタン。結局、公式コメントをなぞるような月並みな記事しか書けず、情けない思いをした。

公害訴訟の例には当てはまらないかも知れないが、ある意見、考えが表面に出ず内側にもつてしまふには、それなりの理由がある。単に声を出す機会がない場合もあるが、何らかの政治、経済的な力が作用しているケースも多い。どんな組織でも、上層部の方針に異は唱えにくいし、元請けに逆らつた下請けは干される。当然だ。しかし見逃ししやすいのは、抑え込まれた声が消えてなくなつたわけではなく、はけ口を求めてエネルギーをため込んでいることだ。

川崎市は市民サービスを旨とする立場から、各種の審議会などに大手業者や上級官庁の代表や識者だけでなく、市民を積極的に受け入れ、意見を市政に生かす工夫をしていると聞く。すばらしい試みだが、せっかくの「市民委員」が団体、組織の代表、役員ばかりでは、聞こえない声もある。物の全体像を見極めるために、いい意味での「疑り深さ」を大切にして欲しい。世の中には「声のでかいヤツ」だけが生きていくわけではない。

川崎市政日誌

(一九九九年一月～六月)

(川崎地方自治研究センター編)

一月一日

市は、全国で初の会議公開条例を三月に提案することを決めた。

ヴェルディ川崎、新体制で旋風を。李総監督指揮で再建へ。

一月四日

川崎フロンターレ、今年こそJ1へ。

正月三が日の参拝者は今年も減少。県内一位は川崎大師の二九八万人。

NKK京浜製鉄所三五%の人員を削減し、福山工場へ。

一月五日

桜本地域で人権・福祉活動を進める李仁夏さんが朝日社会福祉賞を受賞。

横浜市の新規鉄道網計画が固まり、地下鉄が新百合ヶ丘まで延伸。

一月六日

仕事始めの市長年頭挨拶で、本気で構造改革を行うために発想の転換を求め、今年目標を「試される勇氣」とした。

一月七日

市長年頭記者会見で、都市活力の再生を念頭に緊縮予算で望むことを示唆。ホームレスの越年一割減少。一日平均二九一人が利用。

一月八日

川崎駅西口再開発ビルに音楽ホール。読売日本交響楽団のフランチャイズ化を交渉。

一月九日

首都圏地価七・一%下落。投資低迷を反映。ウーロンゴン大学の語学研修生二一人が来日、ホームステイで一ヶ月滞在する。市消防局に二台目の防災指導車を導入。

愛称は「ゆらゆらっち」。

一月一日

川崎の海を伝えたい。ノリ作り体験場が川崎マリエン敷地内に完成した。

一月二日

新年度予算の市長査定が始まった。

一月三日

市は三月一三日から地域振興券を配布することを発表した。

一月四日

市消防局は九八年度報告をまとめ、火災件数が四年ぶりに減少し、救急出動は過去最多を示したことを発表した。

一月五日

川崎公害訴訟で、国は産業道路の車線削減など二三項目四千億円規模の改善案を提示した。

一月六日

川崎市の新成人は二万六二五〇人で昨年より三五〇人減少した。

一月七日

阪神大震災の教訓を生かすため防災講演会が開催された。

一月八日

外国人の市政参加推進を図るために、市が外国人市民代表者会議でガイドラインの素案を示した。

一月九日

市議会海外視察を凍結、市職員・教員も同じく凍結。

一月二〇日

元気な商店街の復活をめざし、イベント補助事業を拡充。

二〇〇一年のロポリンピックが県内で開催されることが決定。

一月二一日

市は「子ども総合プラン」を策定し、子育て支援ヘルパーの育成などを発表。

一月二二日

地方新時代シンポジウムが開催され、地

方分権下の政策を議論した。

四月施行のリサイクル法に向けて、市が取扱要綱を作成し、公共工事廃材の徹底処理や業者登録制などを規定した。

一月二三日

環境三条例改正に、工業流出を懸念し、商工会議所が牽制。

一月二四日

市会、社民党が分権時代にらみ、地域密着型の新会派構想。

一月二六日

市特別報酬審議会は「据え置き」を答申した。

一月二七日

市は五月から市独自の成人ぜんそく患者の医療費補助として二五〇万円を計上。M七の直下型地震が起きると、市職員の二割が被災すると市が試算し、防災計画に大きな影響を与えるとした。

一月二八日

市は四月から透明か半透明のごみ袋を導入することにした。

一月二九日

「市行財政システム改革懇談会」は、財政難を克服するため給与の見直しを行うなどの提言を市長に提出した。

一月三〇日

市は、障害者から就労や財産管理などの相談を受けるため、障害者一〇〇番を開設した。

二月一日

二月一日から五日間、渋滞解消と排気ガスを減少させるため、一三社一万二千人が時差通勤とマイカー自粛を実施することになった。

二月二日

市は縦貫道建設など保留していた六事業の内、五事業を国や他機関との調整が進まないため、再評価できないとした。

二月三日

環境三条例の改正に向けた市民説明会で実効性を持つなどの要望や意見が多数。

二月四日

市は慶応大学と新川崎地区に研究施設を整備するための協定を締結した。

二月三日

市選管は、投票PRのため、「かわさき青年拳協力隊」を募集。

二月四日

市はアンケート調査を行い、介護保険の給付対象者を一万六千人になると推計。

二月五日

市は環境基本計画の九八年度報告書を公表し、「二酸化窒素濃度の削減を厳しくし、ごみの減量化が改善したとしている」。

二月六日

東京高裁は、小学校一年生を雪の日に短パンで下校させ風邪で死亡させた担任教師を逆転無罪にした。

二月七日

水道管の談合を巡り、公取委は独禁法違反で告発することとした。

二月八日

市は低未利用地対策の基本方針を発表し、一部は売却し、緑地や公園などに積極的に活用することとした。

二月九日

「統計川崎」が四十年二〇〇号を迎え、年代別の特集を掲載。

二月一〇日

市は九九年度予算案を発表され、一般会計は前年度比〇・三%減の五〇九億八二〇〇万円、戦後初めて二年連続のマイナスとなった。新事業を見送り、行財政改革を優先したもの。

二月一一日

川崎市民オンブズマンが年次報告書を市長に提出。道路や学校関係など一六五件の申し立てがあった。

二月一二日

三井埠頭元社長が、親族企業に五億円の回融資をしたことで、特別背任の疑

いで逮捕された。

二月二日

市は、来年度に光ファイバー網を下水道に敷設し、行政情報システムを構築することを決めた。

二月三日

ゼネラル石油が卸電力供給を断念。環境対策の負担が重く、東電に違約金一四億円を支払う。

二月四日

市選管が地方選の投票率アップに、投票案内はがきに標語入りスタンプを入れるアイデアを出した。

二月五日

外国人市民代表者会議は、市長へ五項目の提言を提出した。

二月六日

定例市議会が開催され、予算案など六八件が提案された。景気対策関連の五件は分割審議される。高橋市長は、施政方針演説で「都市活力の再生」を強調した。市自治功労賞に九氏が決定し、三月二三日に贈呈式が行われる。

二月七日

五月の「川崎宿まつり」のパレードに、新しい音頭が登場。

二月八日

尼崎公害訴訟が、一審判決前に九社が二億四千万支払うことで和解が成立した。

二月九日

三年後の完成めざし、消防局が新庁舎を着工。一一九番の新システムを導入。

二月一〇日

三月にドイツの企業一四社が環境分野で交流を促進するためにセミナーを開催。参加企業を市が募集。

二月一一日

東小田・宮前小学校の児童がサケの稚魚一万匹を多摩川に放流した。

二月一二日

市議会は二〇〇一年一月をめどに議事録をデータベース化することを決めた。

市は「パークボール」を新しい生涯スポーツとして提唱し、多摩川河川敷に専用競技場を設置することとした。

二月二四日

溝口駅北口の歩行者用通路の愛称は、公募により「キラリデッキ」に決定。

二月二五日

各区市民館にインターネットの端末を三月二日から設置することになった。ダイオキシン対策のため、市は小型焼却炉に指針を定め四月から施行。

二月二六日

県内唯一の公営生田緑地ゴルフ場が料金値下げを決定した。慢性化した赤字解消と利用者増を狙ったもの。また市は運営効率化も指導している。民間連は地域振興券を定住外国人にも配布するように要望。また、川崎特殊浴場協会は地域振興券の事業者登録を見合わせた。

国土庁は、工業等制限法を見直し、京浜臨海部の規制緩和に向けて政令を改正することを決めた。

二月二七日

岡本太郎美術館の建物が完成し市に引き渡された。

市議会公明党がクリーン選挙決議案を総務委員会へ付託。

二月二八日

統一選PRのポスター完成。市選管のスコット、イカの「イックン」が「選挙にイカなイカ」と投票を呼び掛けている。また「今世紀最後の」、「二十一世紀につながる大切な一票です」といったキャッチコピーも書かれている。

三月二日

市、救急ヘリで重症患者を搬送。川崎国際ゴルフ場の利用料金を値下げへ。市、公文書公開に関するコピー代を二〇円から一〇円に値下げ。水道管ヤミカルテルでクボタ幹部ら追電発。

三月三日

市、川崎港PRで、フィリピンで一晩に一五五万円使う。

昭和シェルと東亜石油の川崎製油所を統合。管理部門のコストを削減。

三井不当の元社長ら四人特別背任で起訴。

三月四日

岩手・東和町の保養施設計画、財政難で見直し。建設費縮減などを検討。

市民オンブズマンが全国自治体の情報公開度ランキングを発表。

三月五日

中原区の市民健康の森構想委員会が候補地視察。

三月七日

西梶が谷小で給食のパンに縫い針。

三月八日

「鉄人」佐々木騎手、七〇五八勝で世界単独五位。

三月九日

市選管が投票所に老眼鏡を用意。

ごみ列車が窒素酸化物などの削減効果ありと報告。

市、水需要を下方修正。

心の相談に圧力・中学教諭とトラブル続出。市内二小学校の余裕教室を改築し、読書・学習スペースに。

臨港中学校の卒業制作で金屏風が完成。富士通、開発を川崎から岩手に移管。

三月十日

女優藤村志保さんが市文化活動に一〇〇万円を寄付。

市、区民懇話会を廃止し、参加型のまちづくり推進組織に改組の方針。

川崎の製造一五〇〇社が空洞化。環境対策で連携のため協議会を5月めどに発足。

三月十一日

高齢者緊急通報システムを身障者にも拡大。麻生・万福寺区画整理事業のアセス手続きが完了。

市民オンブズマンが土地汚職事件で鑑定

書の非公開処分は違法と市を提訴。市児童相談所職員が相談者を宗教に勧誘。地域振興券で特殊浴場協会が取扱店を自粛。

三月一二日

多摩区の市立病院構想がまとまる。四〇〇床一六診療科。

統一地方選挙の掲示板の設置が始まる。痴呆性高齢者八人が共同生活、「グループホーム中原」がオープン。

三月一三日

時差通勤などの実験結果を報告。交通量、一〇%減少。

地域振興券還元セールのPR看板設置を違法と市委託業者が撤去。川崎区の平和通り。

三月一四日

地域振興券の利用始まる。

三月一六日

堤根処理センターの一地区でダイオキシン濃度が指針値超す。

三月一七日

各区に水と緑の恵み。「市民健康の森」構想、着々と進む。

市文化行政推進懇談会が提言。人材の有効活用を図り、文化活性化にNPO支援組織を。

市公害研究所、大気・水質の測定用に低公害車を導入。

川崎フロンタールのマスコット、愛称は「ふろんた君」。

三月一八日

市、地域振興券還元セールのPR看板設置を特例で容認。川崎区の平和通り。

川崎公害訴訟原告団が現地視察。拡張型心筋症の春原日和ちゃんの心臓移への支援を求める。

三月一八日

ダイオキシン対策で市民説明会を開催。社民党市議、地域政党「市民連合かわさき」結成へ、一七日に準備会発足、現職八人は無所属で出馬。

川崎公害訴訟原告団が早期解決を要請

し、環境庁前で座り込み。

三月一九日

「FMかわさき」の番組制作に市民参加。中原区が企画。

市議会が公正な選挙運動の決議。高津区のマンション計画地、緑地保全のため、市有地と交換。「塩漬け土地」の有効活用。

市役所に侵入した現行犯を逮捕。机から現金など盗む。

溝口駅前にJRがホテル建設構想。

横浜で全国市民オンブズマン大会が開催され、「塩漬け土地」の実態解明に向け、全国で情報公開請求を決定。

三月二〇日

国旗用の掲揚ポールを市庁舎に増設。狭隘道路拡幅に建築主へ支援拡大。市が用地舗装。固定資産税など非課税に。多摩区の宅地造成で、反対派が市監査委員に審査請求。

三月二二日

国土庁が京浜臨海部工業用埋め立て地を工業制限区域から除外することを正式発表。

川崎区で第六回アリアン祭。在日生徒と公立高校生が劇や踊りで交流深める。

三月二四日

市民団体がごみ対策を汚染者負担原則で循環型にと提言。

三月二五日

市民オンブズマンが、川崎市土地開発公社が取得した伊豆の土地は不当な高値で購入と指摘。

三月二六日

市防災会議が開催され、航空災害対策も視野に入れ、廃棄物処理も見直し。多摩区の一ヶ領用水、堰の改築終わる。

三月二七日

県知事選告示。県内地価八年連続ダウン。下落幅は拡大。

三月二七日

市原子力施設安全対策協議会が、放射能

管理異常なしと報告。

地方分権整備法案を閣議決定。機関委任事務を廃止し、国と自治体は対等な関係に。大胆な財源保障なく、自治体は不満。

三月二十八日

市が主催の市民立法ゼミナールで条例づくりの模擬体験講座。地方分権は市民の手でと、参加者が成果発表。

三月三十日

介護保険、県内の認定申請は一四万人と推定。遅れがちな準備作業。

三月三十一日

市、立案能力の工場目指し、先進一五事業を表彰。

不況を反映し、九八年度地方公務員採用は市場二番目の狭き門。

四月一日

廃棄物ゼロの工業団地計画、環境調和型で再生狙う。産業空洞化防ぐ。

全国政令市唯一の広報に委員会が解散。発足から五〇年で。

消防航空隊のヘリ運航業務。全日昼間体制に移行。

市人事、一六六八人が異動。女性職員を積極登用。

四月二日

市新規採用職員らに辞令。

四月三日

統一地方選挙市議・県議選告示。女性候補最多。

高津区の子ども会で児童ら一三人食中毒。「かなまら様」遷座奉祝祭。正八画形の新社殿落成。内部に鍛冶場。刀匠が作業実演。

四月四日

市の競輪・競馬複合施設建設計画、難航する出資企業探し、交渉相手の「よみうりランド」採算合わずと拒否。国際色豊かに春の祭り、今日「おおひん

地区」で。

四月六日

日本板硝子、川崎工場跡地を売却し、マンションを建設。

四月七日

二〇〇五年に完成予定の市立北部病院の施設運営は聖マリアンナ医大に委託することが内定した。

「市住宅基本計画改訂委員会」（委員長・小林重敬横浜国大教授）が入居差別の解消目指し保証人機構の設立を提言。

強制連行訴訟、原告本人にNKKが四一〇〇万円の和解金を支払うことで解決。金さん闘い八年で晴れ晴れ。ドイツ企業の影響か。

四月八日

「市財政問題検討委員会」（委員長・深谷昌弘慶応大教授）が、最終報告案をまとめ、「財政は危機的状況にあり、人件費の見直しは不可欠」とした。

市が市内のセクハラ防止を強化するため、苦情窓口などを設置。

九月にオープンする市男女共同参画センターの愛称を募集。

日石三菱、コスト削減で九月末をめどに川崎製油所の原油処理を停止。

四月九日

市地方分権推進委員会（委員長・辻山幸宣中央大学教授）が市長に提言、「重要施策は条例化を」。

国内最大級の複合映画館が総工費二五〇億円をかけ、川崎駅東口チネチッタに建設予定。二〇〇三年の完成目指す。

四月一〇日

市文化財団発行の情報誌「クオーター」が財政難で休刊。

四月十一日

統一地方選挙の投票日。

四月十二日

統一地方選挙の結果、市議会、自民、共産、公明、市民連合、民主、ネットの

順となる。投票率は、雨にたたられ四八%で過去最低。

四月十三日

市長が「若い議員が増え、市議会が活性化することを期待」と市議選の結果についてコメント。

四月十四日

新市議に当選証書。

四月十六日

市交通局塩浜営業所で天然ガス補給のスタンドが完成し、環境保全につながるように期待されている。

四月十七日

昭和電工川崎工場本事務所が、市内で三件目の国の登録文化財になることが文部大臣宛てに答申された。

四月十八日

かわさきテレトピア計画で、インターネットを市民が気軽に使えるように、市は先月市内七ヶ所に端末装置を設置した。

四月二十一日

瀋陽市のベンチャービジネスの育成拠点。KSPが運営に協力。県内企業の事業拡大へ技術者交流も計画。

四月二十二日

市消防局女性職員がセクハラで上司を訴える。在日外国人支援しよう。ボランティアネットワーク設立。

四月二十三日

マイコンシティ売れ残り八十億円。市、買い取り先送り。

四月二十四日

市財政問題検討委員会が市長に最終報告書を提出。事務事業スリム化に向けて評価システム確立を。市議会一五人で「民主・市民連合」の統一党派誕生。共産上回り、自民に次ぐ第二党派に、「社会・市民」の名は消滅。アセス中に仮設道、市民団体が岡本美術館建設で条例違反と市に質問状。

四月二十五日

厚生省技官が川崎市を經由して迂回出向。一三年半で五人。

四月二十七日

市消防局、市内八署設置のボランティア組織をネットワーク化するために連絡協議会の設立を合意した。

四月二十八日

外国人市民代表者会議が市長に年次報告書を提出。他都市の外国人会議と連携を。四項目の提言の実現を求める。

市がエコオフィス計画を導入。二〇〇〇年度までの数値目標を設定。ごみ排出一〇%削減。紙再生率五〇%アップ。

来月二日から高橋市長がリエカ、ザルツブルグを訪問。次世紀への交流を再構築。

四月二十九日

市の九八年市民意識調査結果、日々の暮らしは〇。定住希望六、環境に満足七割。文化や高価な買い物は東京志向が強い。関心事は「健康」が十年連続トップ。景観づくりの指針にと都市デザインで市がパンフレットを発行。

岡本美術館の「母の塔」が完成した。

四月三十日

市OBらが麻生・黒川野外センターの遊歩道を三ヶ月以上かけ手づくりで完成させた。財政難なら自分達の手でと。商工会議所のアンケートで、地域振興券で売上増との回答はわずか八・五%。商店街の利益に貢献せず。

五月一日

市五月人事異動一九二六八。

五月三日

マリエンで川崎のノリづくり祭り。稲毛神社で川崎宿まつり。

五月七日

長洲前知事が四日死去。

五月八日

厚生省が大都市で保育園の需要が増加し、自治体が対応できないと報告。五月十二日

市の新中期計画発表、重点事業を選定、財政をスリム化。二八一の事業七五一一億円。

五月四日

川崎公害訴訟和解合意。環境改善、実行に注目。

五月七日

子どもの権利、地域で守れ。条例づくりに子どもが参加。

五月八日

手塚ワールド、民間資本で二〇〇七年オープンと手塚プロ発表。

五月二〇日

県内高額納税者減少、土地、株長者少ない。新市議初登庁。

五月二一日

東京高裁で、川崎公害訴訟和解が成立。一七年ぶり全面決着。建設省四〇〇億円で環境対策。

五月二二日

外国人教育を地域ぐるみで、川崎の高校教師らが連絡協議会を設置。

五月二三日

心臓移植前に亡くなった日和ちゃんの善意の募金を生かし基金創設。

五月二五日

市議会議長に自民小泉昭男氏、副議長に民主佐藤忠次氏。

五月二六日

日米ガイドラインで市民生活に影響がないように市議会が意見書を採択。

五月二七日

関係省庁連絡会議で、ホームレスの自立支援へ社会復帰施設を建設。

五月二八日

川崎区のマンションで中国人五人殺傷。市教委、不登校対応へ冊子作成。

五月二九日

公明党県代表に河上覃雄氏。五月三一日 民主党県連代表に永井英慈氏が再任。

六月一日

地裁川崎支部、交差点バイク事故、ごみ収集車も原因と市の過失を認める。

六月二日

市環境政策審議会が年次報告書を答申。環境ホルモンの監視を。

六月三日

入居差別の解消へ向け、市が住宅基本計画を改訂。市民オンブズマン、事業用地の金利負担は不当と監査請求。

六月五日

市第二次行政改革実施計画を発表。五年で五％の職員を削減、出資法人の見直しも。

六月六日

市、川崎駅周辺活性化計画で既存商業地をてこいれ、電子マネーなど導入。

六月七日

宮前スポーツセンター、住民の声取り入れ、基本設計完了。市、ごみ収集車事故の判決で計算間違いを訂正申立て。

六月九日

市採用試験、最多の二九四二人が応募。情報公開請求、九八年度は最多の一四八六件。三年で五・五倍に。

六月一〇日

市が小学校教室内の事故で二二〇〇万円支払いで示談。市、原油流出事故で船主側と二一八〇万円で和解へ。

六月一一日

交差点の交通事故損害賠償訴訟、市が控訴。市の区別人口調査が発表され、川崎区が一年で首位から四位に転落。工場移転で就業者転出続く。北部は宅地開発で増加。

六月一二日

子育てグループ応援に市が補助金支給。年間上限八万円。市の施策、地域戦略プランに認定。

六月一三日

井田病院で、病院食がのどに詰まり死亡。看護に過失と、遺族が市を提訴。川崎信金、四年ぶり増収増益。

六月一四日

介護保険で市が実施本部を設置。川崎小の空き教室を使ってデイサービス。県、九八年度決算で赤字団体へ転落。

六月一五日

市教委、差別発言問題科で職業差別しないように、小学生に資料を配布。故長洲前知事の県民葬に三〇〇〇人が参列。南野川小学校の給食スープに針。

六月一六日

市会、通信傍受法案で慎重審議求める決議を採択。NKK京浜製鉄所、二〇〇億円のコスト削減へ。一〇〇〇人削減、敷地売却。

六月一七日

キックオフフォーラムが開催、慶応と川崎市が創造的な研究日指し新川崎地区に拠点。男女共同参画センターの愛称が「すくらむ21」に決定。

六月一八日

ロボリンピック実行委員会が発足。市民オンブズマン、市有地の地番公開を求め横浜地裁に提訴。市民オンブズマン、談合防止のため入札制度の改善を市に求める。

六月一九日

市の調査で、市民の三四％が市外で買い物をしていることが分かった。市立川崎総合科学高校定時制で殺人事件。七一歳の同級生を一八歳が殺す。

六月二〇日

川崎公害訴訟団、和解後初の対市交渉。市、駐輪場の増設を計画。多摩川水上バス今年は往復運航。川崎のお台場。七都府市首脳会議、首都機能移転に反対の意見書を公表。

六月二一日

子ども権利条例検討委員が中間報告、子供の社会参加と救済機関の設置、行政施策の評価も。市立中学校の教え子わいせつ教諭に懲役

六月二二日

一年六月の判決。控訴。六月二三日 「市長への手紙」にホームレスの苦情多く。県立高校二五二三〇校削減へ、八月に県教育委員会が公表。

六月二四日

川崎港、フランス最大の船会社CMAと航路を開設。欧州と米に延伸。介護保険制度対話集会在スタート。市内六四ヶ所を予定。市職労、福祉充実のまちへ向け、車いすにのり市庁舎点検。

六月二五日

市の財政を分かりやすくするために、パランスシートの導入の検討委員会を発足。警察庁が環境にやさしい交通管理に川崎市など五市を指定。NKK京浜製鉄所が廃プラ処理能力を増強。

六月二六日

新オンブズマン制度導入に市長前向き。市、手塚ワールド開業遅れ、浮島地区の暫定利用を検討。市のアンケートで地域振興券の六割が大企業に利用されていることが分かった。

六月二八日

子ども権利条例に声生かせ。外国籍の子供と交流。社民党県連代表に福島瑞穂氏。新助役に木口栄収入役氏。後任に小川澄夫財政局長を起用。「かわさき港コンテナターミナル」の累積債務が三六億円に。

六月二九日

市立中学校の教え子わいせつ教諭に懲役

六月二日

市立中学校の教え子わいせつ教諭に懲役

六月二日

新ものづくり ベンチャーズ の時代

財団法人川崎市産業振興財団
総務課主任 櫻井 亨

電子部品メーカーから 音響製品メーカーへ 鈴木無線電機株式会社

同社は、昭和一八年に現社長の父、鈴木政太郎氏が世田谷で創業したところに始まる。当初は、炭素皮膜固定抵抗器（カーボン抵抗器）の製造販売を行い、戦時中には、陸軍航空本部の協力工場となり、電子部品の供給を行っていた。

戦後、蓄電器（コンデンサー）の製造も開始し、鈴木オーム、鈴木コンデンサーというブランドで知られるようになり、昭和二五年に鈴木無線電機株式に改組した。

その後、ラジオ、音響機器が家庭に普及し始めたことに歩調をあわせ、昭和三十一年には、川崎市高津区に二子工場（現本社）、三四年には、等々力本社工場、高津工場、翌三五年には小淵沢工場（山梨県）を相次いで新設した。

そこで、抵抗器、コンデンサーの製造にとどまらず、音響機器製造部門を創設し、電子部品製造から、完成品の組み立てまで手がけるようになり、東京通信工業株（現

ソニー）、福音商会電機製作所（現バイオニア株）、株八欧商店（現株富士通ゼネラル）、山水電気株、クラリオン、トリオなど大手音響メーカー向けに、マイクロフォン、オープンリールデッキ、ミキサーなどの製造を開始、完成品組立加工メーカーへと歩みだした。

その後、昭和四八年にはエレクトロニクス化、高集積化が進展する中で、抵抗器、コンデンサーの製造を中止し、小淵沢工場をプリント基板製造拠点として転換し、小淵沢でプリント基板を製造、川崎で完成品として組み立てる分業体制を確立した。昭和五〇年代後半から、より付加価値の高い業務用分野の製造にシフトし、消防署、警察、航空管制センター向けの録音装置コミユニケーションレコーダーの製造を開始した。また、業務用音響機器の製造では、ダビング用カセットデッキ、学校用LLシステム機器、国際会議場に設置している同時

通訳システムなどを手がけている。また、昭和五九年に、業界に先駆けて、レストランオーダーシステムをベンチャー企業と共同開発し、ファミリーレストランへ納入するなど、新分野への取り組みに、積極的な事業展開を図っている。

現在ではソニーグループとの結びつきを強化しつつ、一五〇種以上（基板の種類は五〇〇を超える）の製品を完成品として供給でき、さらに、試作品や一品ものの製造にも対応できる多品種少量生産体制を確立している。

こうした生産体制を可能とするのは、同社の優れた技術者の存在であり、また、製品の開発段階から深く関わっているなど、設計力は高く評価されている。また、品質管理体制については、早期から米國UL、カナダCSAの安全規格等の認定工場となり、現在、ISO9002の認証取得に向けて、着々と準備を進めるとともに、ISO

14000の取得を視野に入れた品質管理体制の強化を図っている。

こうした技術力を背景に、カーナビゲーション装置、ウォークマンなどの修理交換用基板の製造を行うとともに、関東近辺で故障したビデオカメラ、電話機等の修理業務を開始し、同社の主力業務の一つに成長している。

同業種の会社が海外へ生産拠点を移転する中で、同社は逆に、ユーザーに近いメリットを活用する戦略をとり、いち早く多品種少量生産を確立した。そして、民生用機器製造から、付加価値の高い業務用分野へ転換を図り、首都圏での製造業の生き方を示している。

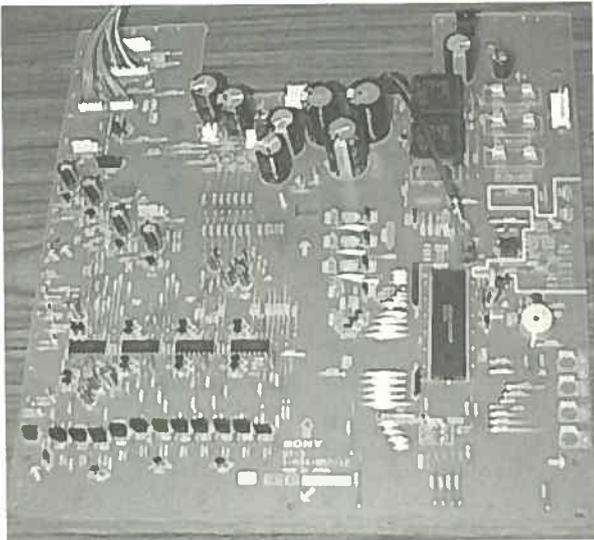
現在では音響製品が主力であるが、今後は医療・健康産業分野への進出に向け、注力しており、高齢化社会の到来に向け、同社の取り組みに期待が高まっている。

最後に、社長 鈴木克己氏の一言を紹介する。

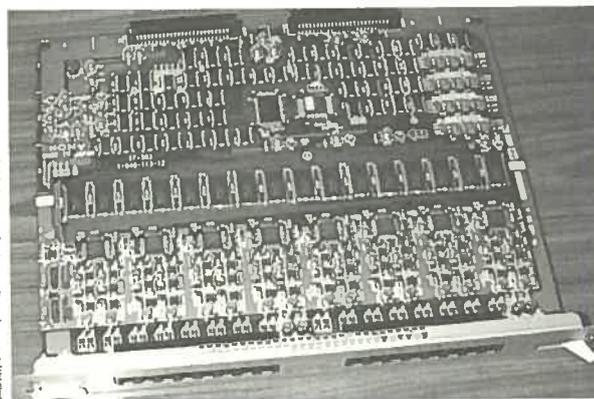
「川崎市には、ものづくり活性化事業補助金制度が創設されました。一社で製品開発をするのは資金的に難しいので、有効な制度だと考えます。こうした資金が呼び水となって、次々と中小企業が新製品を生み出す土壌ができれば、この地域は大いに活性化するでしょう。ぜひ、こうした制度を一層充実させて、やる気のある中小企業を支援してもらいたい。また、この周辺には優れた企業が集まっています。こうした企業と連携できるようなコーディネートを公的機関にお願いできればと考えています。」

〈会社概要〉

会社名 鈴木無線電機株式会社



カセットコピー機基板



し教室用インターフェイス装置

所在地 高津区二子一七二〇
代表者 代表取締役 鈴木 克己
資本金 九八〇〇万円
従業員 一〇二名 設立 昭和一八年
電話 〇四四一八三三二六五四一
URL <http://www.kawasaki-net.ne.jp/smdk/>

部品加工メーカーから ロボットメーカーへ ～東海技研株式会社

部品加工メーカーをスピニングアウトした川久保洋氏（現社長）は、昭和四七年に金属挽物（金属部品の一次加工）を専門とする陽報精工（株）を溝の口（高津区下作延）（現・溝の口工場）に設立し、ネジ、シャフト、軸受けなどの一次部品加工を行っていた。昭和五〇年には、二次加工業者と共同で部品加工の一貫生産体制を確立するために、金属部品の商社機能を持つ東海技研（株）を設立させ、新たなスタートを切った。その後、電子制御分野に注目、昭和五五年に、電子部品を使った回路設計・製造分野への進出を果たした。そこで、これまで蓄積した技術を活かす形で、メカトロニクスを当社の業務の柱に据えた。翌五六年には、料金清算機、発券機などからなる駐車場管理システムの製造を開始した。このシステムは、現在の主力製品の一つであり、首都圏の大手ファミリーストランに広く導入されている。また、同社の高度な制御技術は、宇宙空間でも利用され、人工衛星が宇宙空間に到着してから、アンテナ等を広げたり伸ばしたりする伸展マストの開

発に活かされている。そして、自動化・省力化ニーズの高まりとともに、同社は業務拡大し、昭和六一年に自社ビルを高津区千年に購入、本社を移転した。

「当社は、取引先企業の技術部・製造部」に徹するという戦略の下、「こんなものではないか」という簡単な仕様があれば、直ちに企画・設計を提案できる体制を整えている。こうして、製品の企画・設計から製造まで一貫した生産に対応することにより、同社は、機械部品加工から始まり、部品の商社的機能を付加、機械・機構設計技術を獲得し、エレクトロニクス技術とメカニカル技術を持つ、メカトロニクスメーカーロボットメーカーへと発展した。これとあわせて、CAD/CAMを導入し、社内自動化を図るとともに、板金製造部門を新設し、社内ですべてが生産できる体制が整えられ、機械の心臓部にとどまらず、手足に至るまで製造が可能な企業へと成長した。この成長を支えるのは優れた技術者達の存在である。最新の技術を取り込むために、外部での勉強会、研修会に積極的に社員を派遣させる教育方針の下、新たなものへチャレンジする風土が出来上がっていることが要因である。

そのため、同社の取り扱い品目は多岐にわたり、民生用分野では、自動ドア、視力検査機、新聞広告丁合機、新聞包装機、産業用分野では、パイプラインの検査・作業ロボット、自動車などのオートメーション生産ラインの製造、また、前述の人工衛星伸展マストの製造やファミリーストランの駐車場システムを製造し、かながわサイエンスパークの駐車場管理システムも同社が手がけたものである。このように幅広い分野へ

進出していることから、取り扱い部品は二万点、取引企業は一〇〇社を超え、そのうち六割は川崎市内の企業が占めている。

また、同社は福祉活動の支援に積極的であることでも知られ、高津区にある「あかつき身障者共同作業所」に作業し易い業務を選別し、仕事を発注、身障者の方々の自立を支援しており、地域福祉の一端を支えている。

現在、同社は環境問題をキーワードに、新たな事業展開を進めており、同社のロボット技術を活かしたユニークな製品開発が期待されている。

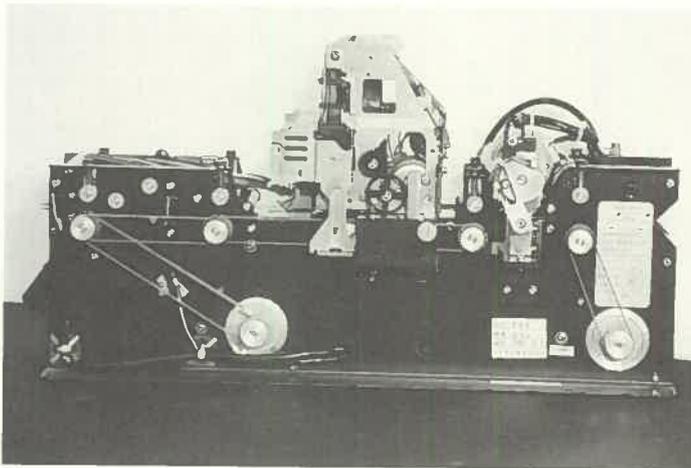
最後に、社長 川久保洋氏の一言を紹介する。

「優れた技術やアイデアを持ちながら資

金調達できずに、飛躍できない中小企業がたくさんあります。そういう中小企業に対して、技術や将来性に融資する仕組みや、米国のナスダックのような株式店頭市場ができれば、川崎市から二一世紀をリードする企業が続々誕生するのではないのでしょうか。」

＜会社概要＞

会社名 東海技研株式会社
所在地 高津区千年五四一―四
代表者 代表取締役 川久保 洋
資本金 一〇〇〇万円
従業員 三〇名 設立 昭和五〇年
電話 〇四四一七五四―〇八五一
URL <http://www.tohkai-giken.co.jp/>



駐車券発行機駆動部



新聞包装機



料金自動精算機

政策論議は、ややもすると抽象的になりがちである。区づくり白書の取り組みのあたりから、地域の具体的運動として市民のナマの意見が政策の争点にとりあげられるようになってきたように思う。この夏、某区の市民健康の森検討委員会に出席した。可能な限りの行政情報をベースに区民主体の侃々諤々の議論があり、最終的に総意としての意見がまとめられていく様子を感心させられた。今後もこうした成熟した政策論議のあり方に大いに期待したい。

(総合企画局都市政策部長 浅岡水城)

秋、紅葉の季節。紅や黄色に彩られた風景を見て、まるで絵のようだと思う。しかし、もともと芸術や、人の美意識というものは、古来から人間が接してきた自然の美しさが基本になっているのではないだろうか。今回の特集事例にもあるように、開発と保全の問題は、様々な立場の人が絡んでくる難しい問題である。都市で生活する私達も子どもの頃から自然と接する機会を多く持ち、自然の良さを体感していれば、このような問題に直面した時に、より良い判断が下せるのではないだろうか。

(環境局中部公園事務所 磯部由喜子)

市職員となつて三年目です。区民課の窓口で様々な人達と接する中で、一人一人、伝達手段も感覚も要望も異なり、それに個々対応することの難しさを感じます。「一人一人」を「市民」として捉えようとすると、「一人一人」に対応しきれない場面にあふつたときがあります。「公共」「共有」「公意」という主題に戸惑いながら、職員として私自身が、対面的な人とのやりとりを大切にしたいという心がけだけではなく、人と人とのかわりがかつてなく要される今日の社会的状況への切実感、想像力を育てる必要があるのではない

かという問いを与えられました。

(高津区役所区民課 小森さやか)

行政改革のキーワードでもあるのか、見直しとか評価とかいう言葉を良く聞く。同時に求められているのが、新たな手法を創出すること、また、それを積極的に取り入れることかと思う。従来、例えば公共施設は官の財源で、官の基準を適用し整備することが当然であり、そこに疑問をさす余地はなかったように思う。そして最大公約数を満たした、画一的な施設ができあがる。行政の仕事はあまり魅力的なものには映らなかったのではないだろうか。しかし、住民参加による手法が成熟し、今また、PFIなど、公共施設の整備に民間の資金やノウハウを活用するといった手法が、正当性をもつて受け入れられるようになってきた。民のノウハウを活かし、それもコスト意識を加味した魅力的な行政サービス(案)の提示を受け、そしてそれを取り入れることが可能となった。行政以外の様々な視点をいれることにより、行政の視野は広がり、新たな行政手法を生み出す土壌ができあがるだろう。ある意味では、財政危機がもたらした新しい可能性といえるのだろうか。

(港湾局企画振興課主任 高橋哲也)

たくさんさんの情報が流通し、価値観や嗜好が個性化、流動化している状況のなかで、地域における「公意」づくりはますます錯綜する様相を見せています。個人、企業、NPO、行政など多様な主体が活動する地域社会で、お互いの主張と譲歩、理解と妥協を繰り返しながら、螺旋状に上昇していくためには、一人ひとりが自らの手で行ういろいろな情報分析や価値判断を行い、自分自身の中の合意形成を高めていくことがより重要になるのかなと感じています。

(総合企画局企画部副主幹 滝峠雅介)

ドラゴン・アッシュに忘かされるまでもなく、世界はレボリューションのまっただ中にある。IT革命という名の、自分はコンピュータに背を向け、リテラシーの守り神になるのだというの

い。しかし、ちょっと前なら発禁だぜという忌野清志郎のCDがインディーズはもちろん、インターネット上でMP3ファイル(データ量を約10分の1に圧縮してもCD並の音質を保てる音楽ファイルの形式)で販売される、といったおもしろい時代に居合わせているのだ。もちろん仕事にも役立つ。ひとつ紹介しよう。三重県NPO室が開いてくるウェブサイト(<http://www.nitempo.net/Point/Index.htm>)の「市民による事業評価システム99」は、自治体で仕事をおこなうすべての人に見ていただきたい。

(経済局副主幹 川崎市産業振興財団情報係係長 牧 葉子)

第七号から編集委員を仰せつかった。改めて、「政策情報かわさき」のページをめぐってみると、何となく情報誌だなぁという感じが実感である。市の行政の最新の動きが手にとるように理解できるうえに、担当者に対する熱い思いが伝わってくる。市民の方や研究者の御意見、記者の目、企業の人の考え方は、とかく今の業務に理もれ、狭くながちな視野を大きく広げてくれるものである。これで、六百円は安い。もつとたくさんの人に読んで欲しい。PRはこれくらいにして、さて、その情報誌の編集委員となり、デキルメンバーに囲まれて、私にはどういう役割ができるのだろうか。まず第一に思ったことは「読み手」の視点にたった編集である。当面は、この点に力を入れていきたい。

(総務局職員研修所主査 森部 隆)

《事務局あとがき》

本誌七号までできて試験飛行も終わり、平行飛行に乗ってきた感じがします。今後、本誌が庁内政策情報誌として、存在感を持続していくためには、施策の第一線に立つ職員の見解や施策見直しの試案をどれだけ掲載していけるにかかっているように思います。編集部も執筆陣を発掘する努力をしていかなければならないが、職員からの積極的

な挙手も是非お願いしたい。松下圭一氏との討論は、お山の大将に陥りがちな職員の仕事を一度相対化し、「いま何をなすべきか」を考える貴重な場であったように思います。マンネリ化を避けるために、つねに複眼の大切さを忘れないようにしたい。

(総合企画局都市政策部主幹 大矢野修)

最近の事件から二つ。神奈川県警の不祥事。東海村の事故。おそらく、共にあってはならないものであったのだろう。権威や科学への信頼がその見事に崩れてしまった。そして、おさまりの隠しだてと事実の小出し。厚生省のエイズの教訓はどこにいつてしまったのだろうか。

政策を巡る論争。議論が深まるほど論点が明らかになる。そして解決へ向かっている作業につながる。そして信頼が生まれる。その大前提は公開だ。手の内をさらけ出すかどうかはかけひきの醍醐味だが、事実を隠すのは信頼を損なうだけだ。他山の石としよう。

(総合企画局都市政策部副主幹 板橋洋一)

手垢に汚れ装丁も何もボロボロになり、赤い線や青い線のたくさんついた岩波新書が私の書棚にある。その一つが、学生の時に読んだ、松下圭一さんの「市民自治の憲法理論」である。

公定力など行政法の基本となる考え方が、憲法からみてどのような位置にあるか、それは、市民自治の視点からどのように組み替えることができるか。この書から、それまで学んでいた一つの枠組みが簡単に崩れて去っていったのを覚えている。今回の対談を通じ、二〇年も前の記憶が蘇ってきた。

(総合企画局都市政策部主査 伊藤和良)

投稿をお待ちしています

本誌は職員の方々が自由に意見を発表し、討論するひろばです。日頃の自主研究の発表の場として、投稿をお待ちしています(執筆は個人・グループのいずれでも構いません)。応募される方は、事前に研究の概要をA4判紙二枚以内にとりまとめて同部政策課題調査担当まで送りください。



9784905913696

ISBN4-905913-69-1

C3031 ¥600E



1923031006003

言叢社

定価——(本体 600円+税)

第 **7** 号
1999 November no.7

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

川崎市総合企画局都市政策部

政策情報かわさき 第7号

1999年11月30日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局都市政策部

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-2168 FAX.044-211-8354

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館

TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640